

(平成21年1月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	81 件
国民年金関係	66 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	114 件
国民年金関係	68 件
厚生年金関係	46 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで
当時同居していた義姉が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をすべて納付してくれ、転居後は私が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除くすべての期間の国民年金保険料を納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第2回特例納付が可能な昭和50年1月ごろに払い出されており、申立期間直前の昭和47年3月から49年3月までの期間の保険料については、特例納付又は過年度納付によってすべて納付済みとなっており、払出しの時点で、申立人の義姉が現年度納付することが可能な申立期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

さらに、社会保険庁が保有する記録の中に、申立人が納付した昭和51年1月から同年3月の保険料を、誤納として申立人に還付した記録があり、当該還付記録の決議年月日から、社会保険庁が当該誤納を確認した時期は、遅くとも52年4月以前であると推測される。この時点では、申立期間のうち、少なくとも50年1月から同年3月については保険料納付の時効が成立する前であることから、当該期間が未納であれば、誤納金額の全額又は一部を申立期間の保険料に充当していたはずであり、それを充当することなく、全額還付していることから、還付当時は、申立期間は未納として記録管理されていなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、結婚前に夫の国民年金の加入手続をして以後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の当時には、納付書を使用して区役所で保険料を納付していたはずであり、夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法、納付金額等に関する記憶が具体的であり、保険料の納付状況に関する申立人の説明は、当時の納付方法等と一致している。また、申立人の夫は、国民年金手帳の記号番号が婚姻直後の昭和45年6月に払い出され、申立期間の自身の保険料が納付済みである上、申立期間後の申立人及びその夫の保険料納付年月は、確認できる範囲でおおむね一致しているなど、基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられ、申立人の申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2419

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月

私は、昭和45年3月に離職した後に国民健康保険に加入するために区役所に行った際、国民年金の加入も案内されたので、同時に加入手続をして以降、国民年金保険料を郵便局で納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間であり、厚生年金保険資格喪失後の国民年金加入手続、再就職後の資格喪失の手続を適切に行っているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2420

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月及び3月
母は、私の国民年金保険料を納付書により近隣の金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を納付している上、申立期間は2か月と短期間である。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人が20歳になって以降、海外留学中の無資格期間を除き、国民年金加入等の手続をおおむね適切に行っているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年3月まで

私は、35歳ごろ、友人等に教えられて、区役所で国民年金の加入手続きをし、その際、区の職員から、「納付期間が不足しているので、このままでは将来年金がもらえないが、今ならまとめて納付すれば年金を受給できるようになる。」と言われ、未納分の国民年金保険料をさかのぼって納めたと記憶している。また、国民年金加入後は、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は、60歳に至るまで、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年6月ごろの時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、当該期間直後の保険料は過年度納付していることが認められる上、申立人は、さかのぼって保険料を納付するに至った経緯を記憶しており、また、申立人の夫は、当該期間の自身の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から49年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が納付したとする時期は、特例納付実施期間ではない上、申立人は、さかのぼって保険料を納付した期間等についての記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで
私は、友人等から国民年金の任意加入の話聞き、市役所で国民年金の任意加入手続をした。国民年金保険料は、納付書により郵便局で納付しており、納付書が送付されたら、常に、すぐに納付していたと記憶している。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は昭和51年1月12日に国民年金に任意加入し、そのころに申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されている記録が認められることから、同月分からの保険料を納付することが可能であるとともに、申立人は、保険料の納付場所等を具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和53年10月ごろ、夫婦共に昭和36年度から39年度分の国民年金保険料を納付していないとの通知を受け、そのころ、妻が、それまで未納であった夫婦二人分の保険料を特例納付で納付した。納付後、夫婦二人の領収書を確認したことを記憶している。申立期間の保険料について、妻は納付済みで、私は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付している上、昭和49年1月以降は、付加保険料を含めて保険料を納付している。

また、保険料を納付したと主張する時期は、第3回特例納付が実施されていた時期であり、納付したとする金額も、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料と合致している上、妻は、申立期間の自身の保険料を特例納付で納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年11月から51年9月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで

私は、昭和50年11月から52年3月まで海外に在住していたが、住民登録は日本に残したままにしていた。

私の国民年金は、母が加入手続をしてくれ、申立期間①の国民年金保険料は、母が納付してくれていたと聞いている。

申立期間②については、帰国した後に、母から年金手帳を渡され、自分で、納付書により郵便局で保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料を納付しており、また、申立人は、納付場所、納付方法等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付手続に直接関与しておらず、母親も既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年12月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月

私の国民年金は、会社を退職したころ、亡父が、市役所で加入手続きを行うとともに、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、平成10年4月以降は、基本的に保険料を前納している。

また、申立期間は、1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年8月ごろの時点で、保険料の過年度納付が可能な期間である上、申立期間直後の期間の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を区役所で納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持する申立期間後の昭和47年度に発行された国民年金手帳や48年度までの領収証書には、申立人が当初払い出された年金手帳記号番号と異なる番号の記載がなされている。しかし、昭和49年度以降には、当初の年金手帳記号番号に戻っていることが確認でき、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間前後の期間については、申立人の生活状況に大きな変化が見られないことから、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 55 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月
② 昭和 63 年 2 月から同年 9 月まで
③ 平成元年 7 月

私は、申立期間については、元配偶者が一緒に国民年金保険料を納付しているはずなのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとする元配偶者の保険料は納付済みである上、申立期間前後の期間の保険料が納付済みになっているなど、申立人の当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人の元配偶者が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料納付に関与しておらず、保険料を一緒に納付していたとする元配偶者は当該期間の保険料の納付時期等に関する記憶が曖昧^{あいまい}で、自身も当該期間の保険料が未納であるなど、元配偶者が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 6 月の国民年金保険料を納付したものと認められる。

東京国民年金 事案 2431

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月

私は、昭和63年5月に現在の家を新築し、その当時の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付書又は金融機関で口座振替により納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を納付済みである上、申立期間は1か月と短期間であり、また、申立人が当時国民年金保険料の納付に使用していた金融機関の預金口座には十分な残高があったことが確認できる上、申立人は申立期間当時に保険料振替の金融機関を変更しているが、行政側の当時の事務処理では、手続上の都合により口座振替ができず未納が生じた場合であっても被保険者に納付書を送付していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化が見られないことから、申立期間の保険料のみを納付しないのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで
私は、昭和49年3月に転居したが、旧住所地もしくは新住所地のどちらかで、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人は、厚生年金及び共済年金から国民年金への切替手続を適切に行っているほか、申立期間直前の転居についても住所変更手続を適切に行っていることから、申立期間に係る保険料の納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2436

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和45年から自営業を営むようになったが、申立期間の保険料は納付し続けていた。申立期間の確定申告書も所持しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月以降は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人から提出された申立期間当時の昭和45年から48年までの確定申告書（控）の社会保険控除の欄には、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の保険料額とおおむね一致するとともに、当該確定申告書を作成した申立人の妻は、1日の収支を記帳後月次集計して計理士に渡しており、その月次集計を基に確定申告書を作成していたと説明するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2437

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私は、昭和45年から自営業を営むようになったが、申立期間の保険料は納付し続けていた。申立期間の確定申告書も所持しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月以降は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人から提出された申立期間当時の昭和45年から48年までの確定申告書（控）の社会保険控除の欄には、国民年金保険料の支払額が記載され、その金額は当時の保険料額とおおむね一致するとともに、当該確定申告書を作成した申立人は、1日の収支を記帳後月次集計して計理士に渡し、その月次集計を基に確定申告書を作成していたと説明するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から37年8月まで

私は、昭和49年5月に区役所で国民年金の加入手続を行った際、担当者から、国民年金保険料を納付した期間が25年に満たないと年金を受給できないが、今ならさかのぼって保険料を納付することができるので、万が一のため1年くらいさかのぼって保険料を納めておいた方が良いと言われ、1年分の保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時の昭和49年5月以降は国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が国民年金加入と同時に保険料をさかのぼって納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されている時期である上、申立人は加入手続の際に区役所の職員から、過去にさかのぼって納付が可能である旨の説明を受け、1年分の保険料を納付したことを明確に記憶している。また、申立人が納付したとする金額は、第2回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合に必要な金額とおおむね一致していること、手帳記号番号が2番前に払い出されている申立人の夫も第2回特例納付により1年分の保険料を納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月及び同年3月並びに昭和53年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月及び同年3月
② 昭和53年7月から同年9月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を前納したのに免除期間とされているが、追加納付の通知が送付されてくれば保険料を納付しているはずである。また、申立期間②の保険料は夫と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金加入期間の大部分は保険料を前納している上、申立期間はあわせて5か月と短期間である。また、申立期間①については、申立人が保険料を前納したものの、前納期間中の保険料額の改定に伴い、前納保険料が改定後の保険料として充当されたことにより生じた差額保険料の納付を要する期間がみなし免除期間とされたものであり、社会保険庁では市町村を通じ、対象者に対して追加納付すべき額等の通知を行うこととされていることから、申立人に対しても追加納付の通知書が送付され、申立人は当該期間の保険料を追加納付する機会があったと考えられる。さらに、申立期間②については、申立人と一緒に保険料を納付したとする夫は自身の保険料が納付済みである上、保険料の納付日が確認できる昭和57年1月以降、申立人及びその夫の保険料は同一年月日に納付されていることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められるなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2447

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金から国民年金への複数回の切替手続をすべて適切に行っている。また、申立人の保険料の納付年月日が確認できる期間の保険料は、すべて納期限内に納付されている上、申立期間は9か月と短期間であること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年3月時点では、申立期間の保険料を現年度で納付できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から45年4月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月から45年4月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

申立期間①については、母が婦人会の集金を通じて母、兄、義姉分の国民年金保険料と一緒に私の保険料もまとめて納付していた。申立期間②については、引越の都度、住所変更の手続を適切に行い、保険料は滞りなく納付していた。私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金被保険者資格の種別変更及び住所変更の手続も適切に行っている。

申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、国民年金制度発足当時の36年4月から国民年金に加入し、当該期間を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、母親と一緒に婦人会を通じて保険料を納付していたとする兄及び義姉は、当該期間の保険料が納付済みとされている。また、申立人が居住していた地区では、地区の婦人会が保険料を集金していたことが、市役所の説明により確認できる上、義姉は、申立人の母親が申立人の保険料を20歳の時点から納付していたことを鮮明に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は、3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みとなっており、当該期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に変化は見られない上、当該期間の直後3か月については当初未納とされていたが、領収書を所持していたため、平成14年5月に記録が訂正されており、行政側の記録管理に不適切な点が見られるなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年2月まで

私は、申立期間について、区役所が工事をしていた昭和39年ごろに、区役所の仮事務所で国民年金の喪失手続をした時に、窓口で未納期間の国民年金保険料はすべて払うという話をした記憶がある。保険料の集金に来るとのことだったが集金に来ないため、数か月後に郵送されてきた納付書により金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間の1回であり、申立人は、昭和39年3月10日に、国民年金の資格喪失手続を行い、その数か月後に納付書が発行されたことを鮮明に記憶しており、その時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付が可能な時期である。

また、保険料の納付方法、納付場所等についての申立人の記憶は具体的である上、納付したとする保険料額は申立期間の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2461

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月及び11月、53年月及び3月並びに、54年8月及び9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和52年10月及び11月
②昭和53年2月及び3月
③昭和54年8月及び9月

私は、昭和51年2月に国民年金に加入し、申立期間を含め国民年金保険料は区役所で直接納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、申立期間は合わせて6か月と短期間である。また、申立期間前後の期間は、保険料は納付済みとなっており、保険料の納付年月日が確認できる申立期間前後の期間は、納付期限内に保険料を納付していること、申立期間前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に変化は見られないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年5月から39年3月までの期間及び40年1月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和37年5月から39年3月まで
②昭和40年1月から41年3月まで
③昭和46年7月から47年3月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。国民年金手帳に印紙を貼ってもらい集金人に保険料を納付していたが、途中から納付書で納付するようになった。また、昭和50年頃には、送付されてきた納付書で、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付しており、夫が納付済みとされている期間について、私の分の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人がさかのぼって国民年金保険料を納付したとする昭和50年ごろは、第2回特例納付実施期間中であり、納付したとする金額は、当該期間及び記録上納付済みとされている期間の保険料額とおおむね一致しており、申立人が自身の保険料を一緒に納付したとする夫は、当該期間のうち、昭和40年6月から41年3月までの期間が第2回特例納付で納付済みとされている上、特殊台帳から納付月の確認できるすべての期間について、夫婦同時に保険料の納付及び前納をしていたことが確認でき、基本的に申立人夫婦は一緒に保険料を納付していたと認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料の納付金額、納付方法及び納付場所に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人の夫の当該期間の保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和37年5月から39年3月までの期間及び40年1月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2463

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私は、学生時代に国民年金に加入し、その後、申立期間の国民年金保険料を区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、大学生が強制加入とされたことから母親から言われて国民年金の加入手続を行ったことなど、国民年金の加入をした動機が明確であり、申立期間は12か月と短期間である上、保険料の納付場所、納付方法に関する申立人の記憶も鮮明であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から44年3月までの期間及び昭和45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年5月から44年3月まで
②昭和45年4月から46年3月まで

私の国民年金の加入手続は、姉が行ってくれて、私が結婚するまでは、国民年金保険料も、姉が市役所で、姉の分と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和42年10月から44年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された後、当該期間直後の昭和44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料を昭和44年12月に現年度納付していることが確認でき、その時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の姉は、加入手続後に時効とならない期間の保険料をさかのぼって過年度納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、12か月と短期間であり、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年度以降、当該期間を除き保険料をすべて納付している。また、申立人は、当該期間前後の期間の保険料は納付済みとなっており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の姉は、当該期間の自身の保険料は納付済みとなっており、申立人の姉から、申立人が聞いたとする保険料の納付場所や納付方法の記憶は具体的である上、納付したとする金額も当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和41年5月から42年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、さかのぼって保険料の納付を行ったと考えられる昭和44年12月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から44年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月及び11月並びに61年4月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から63年12月まで

私は、昭和54年9月に国民年金の加入手続を行い、その後は区役所から送付されてくる納付書で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

また、申立期間のうち、昭和57年12月から61年3月までの期間については、国民年金の資格を喪失した後、再度資格を取得する間は、国民年金の未加入期間となっているが、そのような手続をした記憶もなく、そうした記録とされる理由も思い当たらない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年10月及び11月並びに61年4月から63年12月までの期間については、申立人の所持する昭和58年、63年、平成元年の課税証明書及び源泉徴収票に記載されている社会保険料控除欄の金額は、当該期間の国民年金保険料を現年度納付または過年度納付により納付した場合の保険料額及び国民健康保険料の合計額とおおむね一致し、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和57年12月から61年3月までの期間については、国民年金の未加入期間とされており、60年及び61年の課税証明書及び源泉徴収票に記載されている社会保険料控除欄の金額は、当該期間の国民健康保険料のみを納付した場合の金額とおおむね一致するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月及び11月並びに61年4月から63年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの期間、57年10月及び11月並びに61年4月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和56年7月から同年9月まで
②昭和57年10月から63年12月まで

私は、昭和54年9月に国民年金の加入手続を行い、その後は区役所から送付されてくる納付書で、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。特に申立期間①については、夫の同期間は納付済みとなっているのに、私だけの保険料が未納となっているはずはない。

また、申立期間②のうち、昭和57年12月から61年3月までの期間については、国民年金の資格を喪失した後、再度資格を取得する間は、国民年金の未加入期間となっているが、そのような手続をした記憶もなく、そうした記録とされる理由も思い当たらない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年10月及び11月並びに61年4月から63年12月までの期間については、申立人の所持する昭和58年、63年、平成元年の課税証明書及び源泉徴収票に記載されている社会保険料控除欄の金額は、当該期間の国民年金保険料を現年度納付または過年度納付により納付した場合の保険料額及び国民健康保険料の合計額とおおむね一致し、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間①は3か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みとなっている上、申立期間の保険料を同一日に納付したとする夫は、申立期間①の自身の保険料が納付済みとなっていることから、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和57年12月から61年3月までの期間については、国民年金の未加入期間とされており、60年及び61年の課税証明書及び源泉徴収票に記載されている社会保険料控除欄の金額は、当該期間の国

民健康保険料のみを納付した場合の金額とおおむね一致するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの期間、57年10月、同年11月及び61年4月から63年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年9月から46年3月まで
②昭和46年10月から47年3月まで

私は、昭和42年に豆腐店を開店し、まもなくして大家の奥さんに、国民年金の加入は20歳からの国民の義務と教えられ、すぐに夫が市役所で加入手続をし、20歳からの国民年金保険料の額を計算してもらい、その日のうちに市役所で納付書により一括納付した。その後は、私が納付書により金融機関などで納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、当該期間後は国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間は国民年金手帳記号番号払出の時点では、過年度納付が可能な期間であり、当該期間直後の期間の保険料は過年度納付が行われているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が保険料を一括納付したと主張する金額は、保険料を納付した場合の金額と異なっている上、申立人は市役所において一括納付したと主張するが、当時の市役所においては、過年度の保険料の収納業務を行っていなかったなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和49年1月の時点では、申立期間①は時効により保険料が納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年1月から46年3月まで
②昭和46年10月から47年3月まで

私は、昭和42年に豆腐店を開店し、まもなくして大家の奥さんに、国民年金の加入は20歳からの国民の義務と教えられ、すぐに市役所で加入手続をし、20歳からの国民年金保険料の額を計算してもらい、その日のうちに市役所で納付書により一括納付した。その後は、妻が納付書により金融機関などで納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、当該期間後は国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間は国民年金手帳記号番号払出の時点では、過年度納付が可能な期間であり、当該期間直後の期間の保険料は過年度納付が行われているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が保険料を一括納付したと主張する金額は、当該期間の保険料を一括納付した場合の金額と異なっている上、申立人は市役所において一括納付したと主張するが、当時の市役所においては、過年度の保険料の収納業務を行っていなかったなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和49年1月の時点では、申立期間①は時効により保険料が納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から56年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月
② 昭和52年6月から56年3月まで

私の国民年金保険料は、妻が昭和52年に区役所で夫婦二人の加入手続を行い、1か月分を納付した。その後、生活が苦しくなり保険料を納付することが困難となったため、妻が保険料の免除申請手続を区役所で行い、以後、毎年更新手続をしていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和53年4月から56年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後の56年4月以降、厚生年金保険加入期間を除き、国民年金保険料が免除されており、申立期間及びその後の期間を通じて、申立人夫婦は、申立人の収入が安定せず、生活が苦しいため保険料を納付することが困難であった状況がうかがえる。

また、夫婦二人分の保険料の免除申請手続をしたとする妻は、初めて当該手続を行った時期について、長子が小学校に通学し、次子が2年保育の幼稚園に入園した時期であると具体的に説明しており、これは子供の年齢等から当時の状況と合致する上、申立人が申立期間当時居住していた区では、最大3年分の保険料免除申請を行うことが可能であったことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和52年6月から53年3月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を免除申請していたことを示す資料が無く、また、申立人及び妻の国民年金手帳記号番号は52年9月に払い出され、申立人は同年5月、妻は同年10月の保険料をそれぞれ1か月納付しているなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から56年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から56年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年9月まで
② 昭和52年11月から56年3月まで

私は、昭和52年に区役所で夫婦二人の国民年金加入手続を行い、1か月分の国民年金保険料を納付した。その後、生活が苦しくなり保険料を納付することが困難となったため、保険料の免除申請手続を区役所で行い、以後、毎年更新手続をしていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和53年4月から56年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後の56年4月以降、国民年金の第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料が免除されており、申立期間及びその後の期間を通じて、申立人夫婦の生活は、夫の収入が安定せず、生活が苦しいため保険料を納付することが困難であった状況がうかがえる。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料の免除申請手続を初めて行った時期について、長子が小学校に通学し、次子が2年保育の幼稚園に入園した時期であると具体的に説明しており、これは子供の年齢等から当時の状況と合致する上、申立人が申立期間当時居住していた区では、最大3年分の保険料免除申請を行うことが可能であったことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和52年11月から53年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を免除申請していたことを示す資料が無く、また、申立人及び夫の国民年金手帳記号番号は52年9月に払い出され、申立人は同年10月、夫は同年5月の保険料をそれぞれ1か月納付しているなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和53年4月から56年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から59年3月まで
私の母は、私が会社を退職後、私の国民年金の加入手続をして保険料を納付した。申立期間について、母の保険料は納付済みなのに、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの期間については、申立人は、当該期間後国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は、保険料が納付済みとなっている上、申立人の母が加入手続をして保険料を納付していたとする申立人の姉も53年10月に国民年金に加入する前の2年分の保険料を含めて保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さはない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和56年5月から57年3月までの期間については、申立人の母が当該期間の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、母も死亡しているため、納付金額等の納付状況が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年3月及び56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月
② 昭和56年4月から同年6月まで
③ 昭和57年1月から62年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年3月及び56年4月から同年6月までの期間については、当該期間は合計で4か月と短期間であり、申立期間①と②の間の12か月分の国民年金保険料及び申立期間②の直後の6か月分の保険料を納付していること、申立人が20歳になった翌月の55年4月に加入手続を行っていること、納付書により保険料を納付したとする方法は、居住していた区の納付方法と合致すること、保険料を納付したとする金融機関は当時開設され保険料の収納を取り扱っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和57年1月から62年9月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料を納付したとする時期、当該期間の過半の保険料の申請免除及び追納等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年3月及び昭和56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
私の国民年金保険料は、妻が区の集金人に対して納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間については、申立人は、当該期間の直後の昭和38年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付している上、保険料を集金人に納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和37年8月時点では、区の集金人は当該期間の保険料を収納できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月から同年8月まで
私の夫は、結婚後私の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き結婚後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は4か月と短期間である。また、申立人の保険料を納付したとする夫は、申立期間を含めて保険料をすべて納付済みであり、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2484

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から43年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、親が納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳になるまでの国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は4か月と短期間で、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間直前の期間の記録が、市が保管していた国民年金保険被保険者名簿の確認結果により、納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理に不適切な点が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 6 月及び同年 7 月

私は、国民年金加入後、国民年金保険料をすべて納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間③については、申立人は、付加保険料の納付申出を申立期間中の昭和 54 年 6 月 7 日に行っていることが確認でき、同年 8 月から 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの期間は付加保険料を含め保険料を納付していることから、申立人が付加保険料の納付申出を行っておきながら、申立期間の保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者台帳においても、申立人の申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 6 月及び同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、知人の勧めで、国民年金制度の発足当初から夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫も、昭和37年4月以降の保険料をすべて納付しているなど、夫婦とも保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、国民年金制度の発足当初の昭和36年3月に払い出されている上、申立人が当時居住していた区では、町内会等で保険料を集金していたと説明しており、申立人の主張と合致することなど、手帳記号番号が払い出された直後の申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2487

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、知人の勧めで、国民年金制度の発足当初から夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻も、昭和37年4月以降の保険料をすべて納付しているなど、夫婦とも保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、国民年金制度の発足当初の昭和36年3月に払い出されている上、申立人が当時居住していた区では、町内会等で保険料を集金していたと説明しており、申立人の主張と合致することなど、手帳記号番号が払い出された直後の申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年3月まで

私は、前夫が区役所で国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間である20歳までの私の国民年金保険料は、私が何回かに分けて、さかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人の国民年金加入手続を行ったとされる前夫は、申立期間の自身の保険料を納付している。

さらに、申立人及びその前夫の国民年金手帳の記号番号は、昭和44年の同一時期に払い出されており、前夫の当該期間の保険料は過年度納付により納付されたものと考えられ、その際、申立人の申立期間の保険料についても、過年度納付により納付することが可能であったにもかかわらず、前夫が申立人の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 2497

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで
私は、昭和46年2月に、区役所の窓口で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を現金で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和46年に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、任意加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、申立人は、国民年金への任意加入であるにもかかわらず、記録上は強制加入被保険者として管理されていることから、申立人が加入手続を行った昭和47年2月時点では、任意加入であれば納付することができなかった同年1月の保険料を含めて、申立期間の保険料を区役所の窓口で納付したとする申立人の説明に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの期間、43年4月及び46年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで
② 昭和43年4月
③ 昭和46年9月から同年12月まで

私の妻が昭和38年8月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後は、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。特に、申立期間②及び③については、妻の保険料は納付済みになっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間はいずれも1か月から4か月と短期間であり、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、納付月を確認できる期間の保険料は夫婦同一日に保険料を納付しており、当該期間の妻の保険料は納付済みとなっている。さらに、申立期間③については、当該期間直前の昭和44年10月から46年8月までの期間及び当該期間後の47年9月から同年12月までの期間の保険料が第2回特例納付により納付されており、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの期間及び41年7月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで
② 昭和41年7月から42年3月まで

私は、昭和38年8月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後は、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。特に、申立期間②については、夫の保険料は納付済みになっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は3か月及び9か月と短期間であり、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の生活状況に大きな変化は見られない。また、申立期間②については、納付月を確認できる期間の保険料は夫婦同一日に保険料を納付しているなど、申立人夫婦は基本的に保険料を一緒に納付していたものと考えられる上、当該期間の夫の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年6月まで

私は、会社を退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの保険料については、夫が転勤することとなったため、転居する前に金融機関で納付し、転居後の市役所でその領収書を見せたと説明しており、転居後の市では当該期間に係る保険料を請求していないことが、当該市の「国民年金保険料納付案内書」で確認できる。さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から同年12月まで
私は、昭和49年9月ごろ、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。特に、私の保険料の納付期間が夫より短いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの期間については、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された51年12月ごろは、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、申立人は申立人の貯金で夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しており、申立人が一緒に納付したとする夫の保険料は、加入時点から過年度納付可能な49年10月までさかのぼって納付済みとなっている。また、申立人は、申立期間後、国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年9月は、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の手帳記号番号が払い出された51年12月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から47年5月まで

私は、区役所から第2回特例納付の葉書が届いたので、国民年金保険料を私の母に工面してもらい、昭和49年か50年に区役所出張所で夫婦とも同額の未納の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。特に、私の保険料の納付期間が夫より短いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年4月から47年5月までの期間については、申立人が保険料を特例納付したとする49年又は50年は第2回特例納付の実施期間であり、また、申立人は、特例納付したとする夫婦二人分の保険料は申立人の母親が工面した資金であったと説明している上、その夫の44年4月から48年3月までの期間の保険料は第2回特例納付で納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和37年4月から44年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、納付したとする夫婦二人分の保険料額は夫婦の未納期間の保険料を合わせた金額と相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から47年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が納付したとする国民年金保険料の額は、当該期間の保険料とおおむね一致している上、申立人が保険料を納付したとする郵便局は当該期間当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたことが確認でき、また、申立人は、当該期間を除き、昭和48年10月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の直前の昭和45年1月から48年3月までの期間は、50年12月12日に第2回特例納付で納付するまで未納であったことに加え、当該期間は第2回特例納付の納付対象期間ではないことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から38年3月まで
私は、私の申立期間の国民年金保険料を夫の分と併せて区の集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金手帳に印紙を貼付して国民年金保険料を納付したとする方法は、申立人が申立期間当時居住していた区の納付方法に合致し、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と一致する。

また、申立人の夫は申立期間の保険料が納付済みとなっている上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されており、昭和36年4月から、申立人の夫が厚生年金保険に加入する直前の46年6月まで、申立期間を除き、納付済期間及び未納期間が申立人と同一であり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、結婚後夫と一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付している上、申立人の夫は申立期間の保険料が納付済みとなっていることに加え、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出されており、申立人と結婚後会社を退職し自営業を始めた昭和43年2月から60歳になるまで申立期間を除き、保険料の未納期間、納付済期間、前納期間及び申請免除期間が申立人と同一であり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から47年3月まで
私たち夫婦は、昭和47年5月に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする昭和47年5月時点は、第1回特例納付の実施期間内である。さらに、加入手続を行ったとする区の出張所は、当時国民年金の加入手続を取り扱っていたこと、保険料を納付したとする金融機関は開設されていたこと、納付したとする金額は、47年度の夫婦二人分の保険料に加え、42年2月から47年3月までの夫婦二人分の保険料及び41年6月から42年1月までの妻の保険料を第1回特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の金額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から47年3月まで
私たち夫婦は、昭和47年5月に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする昭和47年5月時点は、第1回特例納付の実施期間内である。さらに、加入手続を行ったとする区の出張所は、当時国民年金の加入手続を取り扱っていたこと、保険料を納付したとする金融機関は開設されていたこと、納付したとする金額は、47年度の夫婦二人分の保険料に加え、42年2月から47年3月までの夫婦二人分の保険料及び41年6月から42年1月までの申立人の保険料を第1回特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の金額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの期間及び60年4月から61年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで
② 昭和60年4月から61年9月まで

私の夫は、昭和36年4月に夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、申立期間①については、夫が集金人に国民年金保険料を渡し、申立期間②については、夫が二人分の保険料を郵便局で納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、一緒に納付していたとする夫は、当該期間の自身の保険料が納付済みである上、申立期間当時に申立人が居住していた区では、区の職員による出張徴収による集金が行われていたことが区報により確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みとなっており、申立人の夫が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致している上、申立人の夫が保険料を納付したと説明する金融機関は、当該期間当時開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月及び同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月から 52 年 6 月まで
② 昭和 54 年 4 月及び同年 5 月

私の母親は、私の国民年金の加入手続や婚姻までの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私が 20 歳のころに、母親から「20 歳になったら国民年金に入った方がいい。」と勧められたことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金手帳の記号番号の払出日から、国民年金保険料を現年度納付することが可能であり、申立人の所持する領収書及び申立人の特殊台帳から、当該期間直前の期間の保険料は過年度納付されていることが確認できる上、当該期間は 2 か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親は病気のため保険料の納付状況等について説明できないため、当時の保険料の納付状況等が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 54 年 7 月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は別の手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年3月まで
② 昭和50年3月から同年5月まで
③ 昭和51年2月から54年5月まで
④ 平成元年1月から同年3月まで

私は、未納なく国民年金保険料を納めてきた。納付書が届けば必ず保険料を納めていたし、督促を受けたこともないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、会社を退職した直後の昭和50年3月に国民年金の加入手続をしていることが確認でき、納付したと説明する国民年金保険料額は当該期間の保険料額とおおむね一致する上、当該期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われており、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、③及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立期間①は、申立人は、保険料の納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間③は、申立人は、加入手続及び納付状況に関する記憶が曖昧である。申立期間④は、申立人は、「保険料を納付していないことが気になりながらも、納めなかった記憶がある。」と説明しているなど、申立人が申立期間①、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月から同年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から53年3月まで

私の結婚後、父が加入していた事業団から国民年金保険料の特例納付を勧奨するはがきが私あてに送付されてきたことを契機に、私の妻は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を父に依頼して事業団に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が所持する事業団から送付された特例納付を勧奨するはがきに妻が記入したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付した場合の金額と一致している上、申立人の妻が自身の退職金等から申立人の保険料を工面したとする記憶は具体的である。

また、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料をまとめて納付したとする昭和53年1月は、第3回特例納付の実施期間である上、申立人の父が加入していた事業団は、申立期間中に特例納付による保険料の納付勧奨及び徴収を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの期間、47年4月から同年9月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月から同年6月まで
② 昭和47年4月から同年9月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで

私は、住み込みで働いていた大工の棟りょうの妻に私の国民年金保険料の納付を依頼していたため、詳しい納付方法については不明であるものの、その妻が必ず保険料を納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間がいずれも短期間で、申立期間前後の期間の保険料を納付済みである。

また、申立人が昭和48年11月に結婚するまでの保険料の納付を依頼していたとする大工の棟りょうの妻は、申立期間の自身の保険料を納付済みであり、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

私は、昭和56年10月に会社を退職した後、夫に私の国民年金の加入手続きをしてもらった後、私自身が申立期間の国民年金保険料を金融機関でまとめて納付したはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っている上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年10月時点では、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能である。

また、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないほか、申立人がまとめて納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している上、申立人は、その後、保険料の督促状等を受け取った記憶は無いと説明しているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたことは確認できたが、時効後の納付であるため還付すると平成20年2月に社会保険事務所から言われた。しかし、40年も経ってから納めた保険料を還付すると言われても納付できないので、納付済みに記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和36年4月から40年3月までの保険料は、45年2月25日に納付されていることが被保険者名簿で確認でき、これが還付された事実は認められないから、申立人が、時効により納付できない申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

また、当初未納とされていた昭和43年1月から44年3月までの期間の保険料について、被保険者名簿の納付済みである旨の記録により平成20年2月に納付済みに記録が訂正されており、行政側の記録管理に過誤も認められる。

申立期間の保険料が納付された昭和45年2月25日は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月及び39年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月
② 昭和39年11月から41年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に婦人会に納付していた。
私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和39年8月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、夫も自身の国民年金加入期間の保険料を大部分納付している。また、申立人は、保険料を婦人会に納付したと説明しており、申立人が申立期間当時居住していた地域では、婦人会が納付組織として登録されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和41年8月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能な時期であり、申立人は、申立期間①直後で、申立期間②直前の期間の保険料を過年度納付している上、申立期間②後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から44年3月まで

私は、独身のころは国民年金保険料を納付していたが、結婚してからは、しばらく納付していなかった。子供が3歳のころに督促状が来て驚いて、当時、家の経理を担当していた義母が私の国民年金保険料の未納分を一括で納付した。全額納付したと報告を受けたのを覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、同居していた夫及び義母は、申立人の申立期間を含め自身の保険料をすべて納付している。また、申立人の義母が申立人の申立期間を含めた未納期間の保険料を納付したとする時期は、第1回特例納付が実施されている期間であるなど、申立人の義母が一括納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から同年 12 月までの期間、60 年 6 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 60 年 6 月から同年 9 月まで
③ 昭和 61 年 3 月から同年 6 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所で納付した。納付した時の領収書は引っ越しなどにより残っていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間はいずれも短期間であり、申立期間当時同居していた母親も、申立期間の保険料は納付している。

また、申立期間①については、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 60 年 7 月時点では過年度納付が可能であり、申立期間②及び③については、前後の期間は納付済みである上、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで
私は、国民年金が将来の生活の頼りになると思ってきたので、生活が苦しくても、パートで働きながら付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和42年4月以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の期間は付加保険料を含めた保険料を納付している。

また、申立期間の前後で申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然であり、申立人が申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から47年3月まで

私は、勤めていた会社を辞めたあと、両親の国民年金保険料を集金にきていた区役所の集金人に私の国民年金について相談し、国民年金の加入手続きを行い、3か月毎に区役所の集金人に保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時同居していた母親も申立期間の保険料は納付済みである。

また、申立人は、国民年金への加入当時の保険料額等について鮮明に記憶している上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化も見られないなど、申立人の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から51年9月まで
私は、海外から帰国後、国民年金の加入手続をし、母がずっと私の国民年金保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年8月から50年7月までの期間については、申立人が申立人の母親から受け取ったとする申立人の国民年金手帳の形式は、申立人が居住していた市で交付されていたものと合致し、申立人の母親が国民年金保険料を納付したとき手帳に印紙を貼付してもらったとする方法は、当該期間当初の納付方法と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、転居後の昭和50年8月から51年9月までの期間については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が不明確であるなど、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年8月から50年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年6月まで
私は、国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が居住している区の当時の納付方法と一致していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は適用準備期間内に払い出されており現年度納付が可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年6月まで
私は、国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、申立人が居住している区の当時の納付方法と一致していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は適用準備期間内に払い出されており現年度納付が可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年12月まで
私は、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付した。私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月に婚姻後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、納付書で納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致しており、また、申立人が一緒に保険料を納付したとする夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月26日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和49年1月26日から同年10月1日までの加入記録がないとの回答をもらった。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において、昭和47年8月1日に厚生年金保険の資格を取得し、49年1月26日に資格を喪失後、同年10月1日に関連会社であるB社において資格を取得しており、同年1月から同年9月までの申立期間の被保険者記録が無い。

また、申立期間においては、申立人が勤務していたB社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、申立人と同時期にA社からB社へ異動した複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、B社に勤務していたことが認められる。また、申立人及び当該同僚は、その後も給与はA社から引き続き支給され、厚生年金保険料が控除されていたとしている。加えて、当該同僚も含め、A社からB社に異動した複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録がA社にて継続している。

このため、申立人は、申立期間もA社と使用関係があり、厚生年金保険の

被保険者であったものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年12月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って届け出たと回答していることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年1月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成元年 10 月から同年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 10 年 10 月まで 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 10 年 10 月 27 日まで

平成元年 10 月から 10 年 10 月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及び源泉徴収票から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録において、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成元年 10 月から同年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 10 年 10 月まで 59 万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった 10 年 10 月 27 日より後の同年 10 月 29 日に、申立人の元年 10 月 1 日から 10 年 10 月 27 日までの約 9 年間の標準報酬月額を遡^{そきゅう}及^{そきゅう}して 9 万 2,000 円に引き下げている。社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及^{そきゅう}訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成元年 10 月から

同年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 10 年 10 月までは 59 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社の資格喪失日が平成12年3月31日となっているとの回答をもらった。同社には、同年3月31日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出のあった給与明細書により、申立人は、同社に平成12年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与明細書及び平成12年2月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成12年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年3月20日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月20日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社C支店における資格取得日は、昭和25年7月1日となっていた。しかし、同支店には同年3月20日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事記録により、申立人が昭和25年3月20日からA社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

そして、A社では、申立期間当時、申立人のような大学卒業者については、正社員として採用し、採用時に厚生年金保険に加入させていたが、申立人が採用時に配属されたC支店の従業員については、同支店が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、隣接するB支店において加入させており、また、同支店では、本社で一括して従業員の給与に係る事務処理を行っていたので、申立人のような正社員の給与から厚生年金保険料を控除しなかったとは考えられないとしている。

このため、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されており、A社B支店において厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和25年

7月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和25年3月分から同年6月分までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月31日から同年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間には異動はあったが、給与からは厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る従業員名簿から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年8月1日に同社B店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成10年6月から12年4月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月1日から12年5月31日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した平成10年6月1日から12年5月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年6月から12年4月までは22万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成12年5月31日以降の同年6月20日に、申立人を含む3名の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が平成10年6月から12年4月まで9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の22万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、既に平成12年7月27日に訂正され、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人のA社に係る資格取得日は、昭和60年6月15日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年6月から同年9月までは30万円、60年10月から61年6月までは41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月15日から61年7月31日まで

65歳の年金改定請求時に、社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間は厚生年金保険に加入していないことが分かった。同社は、平成12年6月に社会保険事務所へ記録訂正の届出を行ったが、2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付に反映されていない。このため、申立期間のうち、昭和60年6月15日から61年6月1日までは、給付されるよう記録を訂正してほしい。

また、申立期間うち、昭和61年6月1日から同年7月31日までの標準報酬月額については、実際に給与から控除されていた標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び在職証明書から判断すると、申立人は、昭和60年6月15日から61年7月31日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、平成12年6月に申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の誤りに気付き、社会保険事務所に訂正の届出を行い、社会保険事務所では、申立人の同社に係る被保険者資格取得日を昭和61年6月15日から60年6月15日に訂正（社会保険事務所の処理日は昭和61年7月27日）している。ただし、既に厚生年金保険料の納付期限が経過していたため、厚生年金保険法第75条本文の規定による、記録訂正のみで保険料は納付されていない。

一方、A社は、申立人の被保険者の資格取得日（昭和60年6月15日）を同社が加入する厚生年金基金を経由して、社会保険事務所に届出を行っていたことが、同社保有の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写しにより確認ができる。加えて、この確認通知書の写しは、複写式の用紙を使用しており、厚生年金基金及び社会保険事務所の確認印が、それぞれに押され記録されている。

また、同基金の申立人に係る記録では、被保険者の資格取得日は昭和60年6月15日、資格喪失日は61年7月31日、標準報酬月額については、昭和60年6月から同年9月までは30万円、60年10月から61年6月までは41万円と記録されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和60年6月15日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、昭和60年6月から同年9月までは30万円、60年10月から61年6月までは41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C工場における資格取得日に係る記録を昭和24年4月1日に訂正し、また、同社D工場における資格取得日に係る記録を昭和26年5月30日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7,000円、申立期間②の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務については、申立期間①は、履行していないと認められ、申立期間②は、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日まで
② 昭和 26 年 5 月 30 日から同年 6 月 10 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における入社時の申立期間①及び工場間異動時の申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和24年4月1日から52年3月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する在籍証明書により、申立人が同社に申立期間①及び②を含め昭和24年4月1日から52年3月31日まで継続して勤務していることが確認できる。

そして、申立期間①については、申立期間当時にA社本社で人事を担当していた従業員は、同社では、大学を卒業して採用した従業員については、本社で一週間研修した後に、各工場に配属し、給与は工場ごとに支給しており、加えて、各工場の事務担当者には、大卒で採用した者の各種社会保険の加入手続を採用月から行うように指導していたと供述している。

また、A社C工場で申立期間当時、社会保険等の事務を担当した従業員は、申立人については、同工場で始めて大学を卒業した新卒者で採用されたことから明確に記憶しており、加えて、申立人の厚生年金保険料については、申

立人が採用された昭和 24 年 4 月の給与から控除していたとしている。

申立期間②については、A社の在籍証明書から、申立人が昭和 26 年 5 月 30 日に同社C工場から同社D工場に異動しており、申立期間②については、同社D工場に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和 24 年 4 月は 7,000 円、26 年 5 月は 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立どおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 24 年 4 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、申立期間②に関して、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年5月から32年5月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月1日から32年6月1日まで
② 昭和35年4月1日から36年10月1日まで

A社には昭和31年2月から勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録は32年6月1日からとなっており、申立期間①の加入記録が無い。また、B社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険加入記録も無い。これらの申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間については、A社から提出された照会回答結果及び同社の元同僚の証言から判断すると、申立人は、同期間のうち昭和31年5月1日から32年6月1日までの期間について同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、同期間の標準報酬月額については、昭和32年6月1日の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年5月から32年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、①の期間のうち昭和31年2月1日から同年5月1日までの期間に

については、A社から提出された照会回答結果及び同社の元同僚の証言から、申立人が同期間に同社に勤務していたことは認められるものの、同社は、入社後3か月間は厚生年金保険に加入させない期間を設けていたことを回答しており、また、このことは、申立人も入社時に同社から話があったことを記憶していることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

他方、②の期間については、社会保険事務所の記録によると、申立ての期間及び事業所所在地において、B社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった際の被保険者名簿に記載の同僚6名に照会しようとしたが、5名は連絡先が不明であり、また、連絡先が把握できた1名は申立人についての記憶が無く、申立人に係る保険料控除があったことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 5 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の C 社における資格喪失日に係る記録を同年 6 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 41 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日まで
②昭和 42 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
③昭和 47 年 1 月 31 日から同年 7 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A 社に勤務していた期間のうち申立期間①、B 社に勤務していた期間のうち申立期間②及び C 社に勤務していた期間のうち申立期間③の加入記録がない旨の回答をもらった。A 社には昭和 41 年 4 月 30 日まで、B 社には 42 年 6 月 30 日まで、C 社には 47 年 7 月 31 日まで勤務していたので、それぞれの期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人が C 社に昭和 47 年 7 月まで継続して勤務し、当該期間のうち、同年 1 月から同年 5 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、昭和 47 年 6 月及び 7 月については、給与明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていないことが確認できる。

このため、申立人の C 社における申立期間③に係る厚生年金保険の資格喪失日は、昭和 47 年 6 月 1 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①及び②については、申立人は、昭和41年4月までA社に、42年6月までB社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社及びB社は既に全喪している上、いずれの事業所についても事業主等は所在が不明であることから、両社及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、いずれの事業所においても、秘書と2人でホテルの一室を事務所として仕事をしており、他の従業員等とは接触が無かったと申し立てているため、当該従業員等から申立人の勤務の実態等を確認することはできない。さらに、当該秘書の資格喪失日は、社会保険事務所の記録では、A社及びB社ともそれぞれ申立人と同様に昭和41年2月1日及び42年3月1日であることが確認できる。

加えて、申立期間①及び②については、申立人の厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③のうちの昭和47年6月1日から同年7月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社で勤務していた申立期間について厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答をもらった。保険料控除の事実が確認できる給料明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（平成16年6月から同年8月支払い分）及びA社から提出された給与統計表（賃金台帳に相当。平成16年度支給分）により、申立人は、同社に勤務し、申立期間に係る給与から、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる給与に係る保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準報酬額の範囲内であることから、これらの標準報酬額のいずれか低い方の額を認定することになる。

このため、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る当該給与明細書及び給与統計表から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付してい

なかったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 16 年 6 月から同年 8 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年1月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月10日から35年1月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社の資格喪失日が昭和34年1月10日となっている旨の回答をもらった。昭和24年に入社してから56年2月に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の申立人に係る人事記録、退職証明書及び社会保険台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和35年1月20日に本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年12月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和34年1月10日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分から同年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月30日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について1か月の空白期間が生じていた。A社には月末まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の社会保険担当者の供述から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年10月の社会保険事務所の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていたことから、事業主が昭和57年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成6年12月20日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年5月から同年11月の標準報酬月額を30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から7年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には平成7年9月まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の記録により、申立人は同社に平成5年11月21日から7年9月30日まで勤務していたことが確認できる。

そして、社会保険事務所の記録では、申立人は、平成6年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があるにもかかわらず、当該定時決定の記録の取消し及び被保険者資格を同年5月31日に喪失した旨の処理が、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年5月31日）以降の同年12月20日に、さかのぼって行われている。

また、社会保険事務所の記録では、申立人と同様に11名の者が、平成6年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があるにもかかわらず、当該定時決定の記録の取消し及び被保険者資格を同年5月31日に喪失した旨の処理が、同年12月20日に、さかのぼって行われている。

しかし、申立人及び11名の者の平成6年10月の標準報酬月額の定時決定の取消し及び同年5月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を、同年12月20日に行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の喪失の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、申立期間のうち、社会保険事務所が同社を適用事業所として認識し得た日（処理日）と同日の平成6年12月20日とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成6年5月から同年11月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

他方、申立期間の後半部分である平成6年12月21日から7年10月1日までのについては、雇用保険の記録から勤務していたことは認められる。しかし、A社は、事業主等の所在も不明であり、また、申立人は当時の上司や同僚等を記憶していないため、これらの者から申立期間における同社の活動状況や厚生年金保険料の取扱い状況等を確認することができない。また、申立人は、上述の期間について厚生年金保険料を控除されていたとしているが、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成6年12月21日から7年10月1日において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C支社における資格取得日に係る記録を昭和21年10月11日に、A社D支店における資格取得日に係る記録を25年7月3日に訂正し、21年10月の標準報酬月額を600円、25年7月から26年11月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月11日から同年11月1日まで
② 昭和25年7月3日から26年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、転勤はあったものの、申立期間も含めて昭和4年からA社に継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の「職歴証明書」等から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和21年10月11日に同社E支店から同社C支社に、25年7月3日に同社C支社から同社D支店に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和21年11月の社会保険事務所の記録から600円、申立期間②の標準報酬月額については、26年12月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時の事務手続に遺漏があったとしてい

ることから、事業主は、社会保険事務所の記録どおり、A社C支社における資格取得日を昭和21年11月1日として、また、A社D支店における資格取得日を26年12月1日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る21年10月及び25年7月から26年11月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年9月から55年3月まで
申立期間当時に勤務していた事業所が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務していた事業所が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、当該事業所では、従業員の国民健康保険及び国民年金の加入手続、保険料の納付を代行していたものの、申立人を採用した時期が不明確であると説明している上、申立人は、当該事業所での雇用保険被保険者資格を昭和55年12月に取得していることが確認できる。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された同年10月時点では、申立期間の保険料を過年度納付する必要があるが、当該事業所では、申立人の保険料を過年度納付したことはないと説明しているなど、当該事業所が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から38年3月まで

私が大学生時代の国民年金は、父が、兄弟二人の任意加入の手続をして、国民年金保険料を納めていたと聞いている。申立期間について、未加入とされているが、生命保険会社に勤め、年金について知識のあった父が、途中で保険料の納付をやめるとは考えられないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入、喪失の手続及び保険料の納付手続に直接関与しておらず、父親も既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人及びその兄は、共に、昭和36年3月10日に国民年金に任意加入し、そのころ兄弟連番で国民年金の手帳記号番号が払い出されているとともに、兄弟共に、昭和37年2月17日に国民年金の資格を喪失していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年11月までの期間及び44年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和22年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 昭和42年8月から43年11月まで
② 昭和44年7月から47年3月まで

私は、結婚後の昭和49年か50年ごろに特例納付という制度を知り、そのころ、夫が、それまで未納であった結婚前の国民年金保険料をまとめて納めてくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の保険料を納付したとする夫は、保険料の納付時期、納付場所等に関する記憶が曖昧である上、納付したと主張する金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付で納付した場合の金額と相違するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から48年3月までの期間及び昭和48年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和40年1月から48年3月まで
②昭和48年4月から51年3月まで

私は、昭和49年の第2回特例納付の実施時期に国民年金の加入手続及び特例納付による国民年金保険料の納付を行い、その後も、保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿など)が無い上、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から48年3月までの期間については、第2回特例納付で納付し、当該特例納付を行うに当たり、区役所から保険料納付のための金融機関の資金貸付に関する事前説明を受けたと主張しているが、当該制度は第3回特例納付時のことであることが確認できる。また、申立人と妻の手帳記号番号が連番で払い出されていた昭和53年5月時点は第2回特例納付の実施期間外であり、保険料を納付することはできないなど、申立人が第2回特例納付により当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は第2回特例納付で保険料を納付したと主張していること、申立人が納付したと主張する金額は、当該期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の保険料と大きく相違することなど、申立人が当該期間の保険料を第3回特例納付で納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間のうち、昭和48年4月から51年3月までの期間については、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和53年5月の時点では時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうか

がわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から57年8月まで

私は、昭和46年から48年ごろの間に、義母に勧められて、国民年金の加入手続も行ってくれた。国民年金保険料は自宅に集金人が訪れ、義母か私が納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料額等の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払出された昭和61年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、他に別の国民年金の手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年3月まで

私は、夫と一緒に食肉販売店を自営しており、夫が集金人に私の分を合わせて国民年金保険料を納付してきた。申立期間について、夫の保険料が納付済みであるのに、私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする夫は、保険料の納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に対して昭和36年3月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、当該手帳記号番号は昭和39年前後に不在扱いとなり、43年に再交付手続がなされるまで不在回復がなされていなかったと考えられることから、申立期間の保険料を当該手帳記号番号により納付することは困難であったと考えられる。

さらに、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、当該手帳記号番号も不在扱いとされ、昭和44年9月に番号が取り消されていることから、当該手帳記号番号による納付も困難であると考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から53年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から53年12月まで

私は、昭和46年9月に会社を退職した後、別の会社で正社員でない待遇で働き始めたので、母に勧められて国民年金の加入手続をした。その後ずっと同じ会社に勤務し続け国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は母親に勧められて国民年金への加入手続を行ったと説明するが、申立期間の母親の年金記録は全額免除又は未納であり、また、申立人は国民年金の加入手続をした場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から51年3月まで

私は、昭和50年ごろ、30数万円の貯金を引き出し、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金への加入時期、場所等の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、30数万円の金額をまとめて納付したと説明しており、納付記録上第3回特例納付により申立期間直前の6年間の保険料を納付していることが確認できるが、納付したとする金額30数万円は、特例納付時点で、この特例納付と過年度納付及び現年度納付とをした場合の金額におおむね一致し、申立期間の保険料を第3回特例納付により納付した場合に必要な金額を大きく下回ること、上記6年間分の特例納付により年金の受給資格期間を満たすことになったことなど、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和51年10月から同年12月まで

私は、申立期間①については、自宅を訪問してきた区の職員に国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間②については、会社に勤務し厚生年金に加入していたが、国民年金保険料を納付した領収書があり、保険料が還付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、①昭和36年4月から39年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入時期等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年2月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人自身も40年2月に発行された手帳よりも前に発行された手帳を所持していたことはないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、②昭和51年10月から同年12月までの期間については、申立人が所持する領収書により、国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、

当該納付に関する保険料の還付の処理は、還付整理簿において還付金額、還付事由、還付決定日及び支払日が確認でき、当該記載に不自然な点は見られない。加えて、当該期間の申立人に対する国民年金保険料が未還付等により保険料が納付されたままとなっている事情も確認できず、他に申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から50年12月まで

私は、自分の国民年金保険料を妻の保険料と一緒に、職場近くの信用金庫で納付したことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付書で納付したと説明するが、申立期間のうち、昭和37年8月から46年3月までの期間は、申立人が当該期間中居住していた区では、印紙検認による保険料の納付方法を採用していたことが確認できる。また、昭和46年4月以降の期間については、同区では納付書方式が実施されていたが、申立人は、昭和37年3月に払い出された国民年金手帳の記号番号の払出簿において不在者とされていること、申立期間前の37年1月から同年7月までの保険料は、第3回特例納付により納付されていることから、当該手帳記号番号による納付書を受け取っていないと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の新たな手帳記号番号が払い出された昭和53年2月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、昭和37年3月及び53年2月に払い出された手帳記号番号の他に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年10月から49年9月まで

私の夫は、私の国民年金保険料を夫の保険料と一緒に、職場近くの信用金庫で納付したことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年7月ごろは、第2回特例納付の実施期間中であるが、申立人の夫は、申立人の保険料をまとめて納付したことはないと説明するなど、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している上記の手帳以外の手帳を所持したことはないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から18年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から18年1月まで

私は、平成15年4月ころに15年度分の国民年金保険料の納付書が実家に届いたので、預金口座から現金を引き出し、自宅近くの駅周辺の銀行で6か月分の納付書で保険料を納付し、以後も毎年、4月と10月に6か月分を前納してきたはずである。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、特定の預金口座から預金を引き出し、その当時の居住地の駅周辺の銀行で、6か月分の保険料を前納していたと説明しているが、納付場所等に関する記憶は曖昧であり、申立人から提出された口座引取記録の引出額は、他の使途と保険料分をまとめた額であるとしており申立期間の保険料に対応するものとは特定し難い。

さらに、申立人は、平成15年及び16年にいずれも約半年間、海外に滞在しており、この海外滞在に際しては事前に両親に保険料を預けて納付を依頼したと説明しているが、両親の申立人の保険料の納付状況に関する記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から同年9月まで

私は、昭和54年1月に国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、郵便局で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である。また、申立期間前後の厚生年金の加入記録が平成3年7月に追加される以前は申立期間は未加入期間であったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年6月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であることに加え、申立人は、申立期間当時、国民健康保険と国民年金の加入及び保険料の納付はセットで義務であると認識しており、保険証を所持していた確信があるので、国民年金にも加入し保険料を納付していたはずであると説明しているが、申立人自身は昭和56年6月に払い出された手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの期間、45年2月及び同年3月、54年1月から同年3月までの期間及び54年7月から55年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年4月から41年3月まで
② 昭和45年2月及び同年3月
③ 昭和54年1月から同年3月まで
④ 昭和54年7月から55年12月まで

私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、一緒に保険料を納付していたとする申立人夫婦は、申立期間を含め未納期間が一致している。さらに、申立期間①については、申立人夫婦が保険料を納付した時期が不明確である上、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和41年4月時点では過年度納付のみ可能であるが、申立人夫婦はさかのぼって保険料を納付したことはないと説明していること、申立期間②については、申立人は当該期間の過年度納付書を所持しているが、当該納付書には領収印が無く、保険料を納付した場合には、本来金融機関及び社会保険事務所が保存する書類も分離されず申立人夫婦が所持していること、申立期間③及び④については、申立人は保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が曖昧であることなど、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの期間、45年2月及び同年3月、54年1月から同年3月までの期間及び54年7月から55年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から41年3月まで
② 昭和45年2月及び同年3月
③ 昭和54年1月から同年3月まで
④ 昭和54年7月から55年12月まで

私たち夫婦は申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、一緒に保険料を納付していたとする申立人夫婦は、申立期間を含め未納期間が一致している。さらに、申立期間①については、申立人夫婦が保険料を納付した時期が不明確である上、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和41年4月時点では過年度納付のみ可能であるが、申立人夫婦はさかのぼって保険料を納付したことはないと説明していること、申立期間②については、申立人は当該期間の過年度納付書を所持しているが、当該納付書には領収印が無く、保険料を納付した場合には、本来金融機関及び社会保険事務所が保存する書類も分離されず申立人夫婦が所持していること、申立期間③及び④については、申立人は保険料の納付時期、納付金額等に関する記憶が曖昧であることなど、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から51年3月まで

私の妻は、昭和50年ごろに20歳までさかのぼって、夫婦2人分の国民年金保険料として約20万円納付した。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻が保険料を納付したとする昭和50年ごろは第2回特例納付の実施期間内であるが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和53年6月に払い出されており、第2回特例納付では申立期間の保険料を納付することはできないと考えられる。さらに、昭和53年6月時点では、第3回特例納付が実施されているが、申立期間の夫婦2人分の保険料を第3回特例納付で納付した場合、申立人の妻が納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく相違していること、納付済みと記録されている昭和51年4月から53年6月までの保険料は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された53年6月以降にさかのぼって納付されたものと考えられることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から51年3月まで

私は、昭和50年ごろに20歳までさかのぼって、夫婦2人分の国民年金保険料として約20万円納付した。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が保険料を納付したとする昭和50年ごろは第2回特例納付の実施期間内であるが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和53年6月に払い出されており、第2回特例納付では申立期間の保険料を納付することはできないと考えられる。さらに、昭和53年6月時点では、第3回特例納付が実施されているが、申立期間の夫婦2人分の保険料を第3回特例納付で納付した場合、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく相違していること、納付済みと記録されている昭和51年4月から53年6月までの保険料は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された53年6月以降にさかのぼって納付されたものと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、住込みで働いていた先の主人に保険料を渡し、主人が納付できなかつたときは集金を受けた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び勤務先の主人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は加入の手続をしたとする時期及び場所の記憶が曖昧であり、申立人が主人に渡したとする保険料の金額は申立期間当時の保険料額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳が払い出された昭和41年10月時点では、申立期間のうち39年6月以前の期間は、時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から62年2月までの期間及び62年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から62年2月まで
② 昭和62年7月

私の申立期間の国民年金保険料は、父親からすべて納付していると聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に死亡しているため、加入状況及び納付状況が不明確である。また、父親も申立期間のうち国民年金加入期間は保険料が未納となっていることなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から43年10月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から43年10月まで
② 昭和46年4月から48年3月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については父が納付していたはずであり、申立期間②については、私が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に死亡しており、加入状況及び納付状況が不明確である。また、申立期間②については、申立人は保険料を納付した場所、金額等の納付状況が曖昧である上、妻も当該期間の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年2月時点では、申立期間①の全部及び申立期間②の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から48年3月まで

私の父は、私が22、23歳ごろまで、私の国民年金保険料を納付していたはずである。その後、私は自分で保険料を納付するようになり、婚姻してからは、夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の父親が保険料を納めていたとする期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に死亡しているため、加入状況及び納付状況が不明確である。また、申立人が保険料を納付したとする期間については、申立人は納付金額の記憶が曖昧であること、申立人が保険料を納付したとする前夫も当該期間の保険料が未納となっていることなど、申立人の父親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年7月時点では、申立期間のうち昭和42年7月から47年3月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から同年 5 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、保険料の納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 4 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から43年12月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は国民年金の加入時期及び印紙検認による保険料の納付方法に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年9月時点では、申立期間のうち39年1月から42年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人も現在所持する手帳以外に手帳を所持したことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から63年1月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は国民年金の加入状況に関する記憶及び申立期間の保険料を納付した時期に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人はこれまで所持した年金手帳は1冊であると説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から昭和51年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、夫が私の分と一緒に特例納付していたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立人の夫が申立期間の保険料を特例納付で夫婦一緒に納付したとしているが、特例納付で納付済みとされている期間について、保険料の納付日及び毎回の納付月数は夫婦で一致していない上、保険料を納付したとする申立人の夫の、保険料の納付方法、納付場所の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2470

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで
私は、昭和39年に結婚をし、夫の母親に勧められて46年ごろに国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は3か月に1度納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付したとする申立期間の国民年金保険料は、時効経過後の納付の理由により昭和62年5月25日付けで還付決議されていることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できる上、金融機関の入出金明細書により、申立人の口座に同金額が入金されたことが記録されているなど、昭和62年7月3日に申立期間の保険料が還付されたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月

私は、申立期間も含めて、国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間前の大部分に当たる86か月分の保険料を昭和50年12月に第2回特例納付で納付しているが、申立期間は、当該特例納付が可能である36年4月から48年3月までの期間外であり、保険料を納付することができなかった期間である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を第3回特例納付などによりさかのぼって納付した記憶がないと説明している上、申立人が当該特例納付を行った昭和50年12月時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年7月まで

私は、親元を離れ大学に通っていたが、国民年金制度発足時に、母親が私の国民年金の加入手続をしてくれ、集金人に国民年金保険料を納付していたと、母親と妹から聞いた。昭和40年8月に就職するまで、保険料は親が実家で納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、母親は既に死亡しているため、当時の保険料の納付状況等が不明確である上、母親が保険料を納付していたとする実家に申立人の住民票があったのは、昭和40年7月の1か月のみであり、申立期間の大部分は実家のある地域に住民票がなかったことなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳を所持していた記憶が無く、居住していた市及び所管社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録もない上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年2月まで

私は、昭和36年ごろ区役所職員から国民年金の加入を勧められ、区出張所で国民年金の加入手続を行った。赤い年金手帳の時は300円、茶色の手帳の時は450円の国民年金保険料を納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したと記憶する保険料の金額は申立期間の保険料額と異なり、申立人の夫も申立期間の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年4月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年10月まで

私は、親に勧められて国民年金の加入手続をし、結婚まで国民年金保険料を納付していた。姉と一緒に市役所へ保険料の納付に行った記憶があり、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉も結婚前の期間が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月及び59年1月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月
② 昭和59年1月から同年4月まで

私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び申立人の母は申立期間の保険料の納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、昭和57年10月から58年9月までの期間、58年11月から同年12月までの期間及び59年5月から同年9月までの期間は、平成5年8月に厚生年金保険の加入記録が追加された期間であり、平成5年8月の前までは、申立期間は未加入であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から51年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を私の母親が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母は高齢のため事情を聞くことができず、当時の加入手続き及び納付時期、納付場所、納付方法、納付額等の納付状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び54年4月から55年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和54年4月から55年10月まで

私は、区の集金人に対して国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年5月時点では、区の集金人は当該期間の保険料を収納できないこと、申立期間②については、申立人は、保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年6月までの期間及び昭和41年4月から43年3月までの期間の国民年金納保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から39年6月まで
② 昭和41年4月から43年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、夫の保険料と一緒に集金人に納付していた。私の申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の夫は、特例納付をするまでは申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から53年3月まで

私は、昭和46年4月に大学を卒業後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が当時居住していた区の昭和48年の国民年金手帳番号払出簿によると、申立人の欄に保険料を収納できなかったことを示す「不在」という記載がある上、申立期間以外にも長期の未納期間があり納付意識が高かったとは言えず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年5月まで

私は、会社を退職した後に市役所から届いた通知により、国民年金に加入し、再び会社に勤務して数か月後に、督促状に従い国民年金保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人と同居していた両親も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、会社を退職した後に、市から届いた通知により国民年金に加入したと主張しているが、申立人は国民年金手帳を所有しておらず、申立人が居住していた市では、厚生年金保険適用事業所の退職者に対し国民年金の加入勧奨を行っていないとしているほか、同市及び所管する社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、国民年金手帳記号の番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から42年3月まで

私は、昭和37年3月に結婚して以降、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。妻だけが保険料を納付することはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、一緒に保険料を納付したとする妻も申立期間の一部は未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年5月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から48年12月

私は、昭和47年12月の結婚後に国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

また、昭和46年5月からの保険料はさかのぼって納付したので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当時に納付していたとする保険料額に関する記憶が曖昧であり、保険料を一緒に納付したとする申立人の元妻は、申立期間当時は国民年金に未加入であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続や結婚するまでの国民年金保険料の納付を行っていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年4月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月までの期間及び58年6月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から同年12月まで
② 昭和58年6月から60年9月まで

私は、平成元年後半か平成2年ごろに、区役所の窓口で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の夫も申立期間②の保険料が未納である上、申立人が保険料をまとめて納付したとする平成元年及び平成2年時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から同年12月まで

私は、昭和57年10月ごろ、申立期間の国民年金保険料を市役所でまとめて1回で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続、保険料の納付金額及び納付方法に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成8年1月に国民年金資格取得喪失記録を追加記入したことにより生じた期間であり、申立期間当時は国民年金未加入期間で、保険料を納付出来ない期間である。

加えて、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から52年12月まで

私は、社宅の知人から付加年金付きの国民年金に加入することを勧められて、市役所で国民年金の加入手続をし、付加保険料を含めた国民年金保険料を金融機関の窓口で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金の任意加入手続、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、納付したとする額は、申立期間の保険料額及び付加保険料を含めた保険料額のいずれとも異なっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和53年1月に国民年金に任意加入しており、その時点で、申立期間の保険料はさかのぼって納付することができない上、現在所持する53年1月に払い出された国民年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月、37年10月から40年3月までの期間、43年4月から44年3月までの期間、47年1月から同年9月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月
② 昭和37年10月から40年3月まで
③ 昭和43年4月から44年3月まで
④ 昭和47年1月から同年9月まで
⑤ 昭和48年10月から49年3月まで

私は、20歳になった時に国民年金に加入し、町役場で国民年金保険料を納付していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立期間以外にも未納期間が散見されるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年7月時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2500

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から51年6月まで

私の国民年金保険料は、酒店を自営していた夫と結婚してから、当時同居していた義母か夫が、夫の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料について、夫は納付済みとなっているのに、自分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母及び夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、義母及び夫は既に死亡しているため、当時の加入手続、保険料の納付状況等が不明確であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する昭和53年10月に払い出された国民年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から48年12月まで

私は、学校卒業後、父親の経営する会社で兄達と一緒に働いていた。20歳になった時、父親が私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間について、両親や兄達は保険料を納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、父親も既に死亡しているため、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明確であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する昭和50年2月に払い出された国民年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、友人に勧められ国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付方法についての記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は昭和40年4月に国民年金に任意加入しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された同年4月時点では、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から46年3月まで

私は、昭和39年10月に婚姻し、その後、夫に言われ40年ごろ国民年金に加入した。国民年金保険料は金融機関で納付し、年金手帳に1か月ごとに領収書を貼っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間の保険料額の記憶が曖昧であり、納付方法についても、申立期間の大部分を占める印紙検認方式による納付の記憶がないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年9月まで

私の妻は、昭和49年9月ごろ、夫婦で一緒に国民年金に加入した際、私の大学卒業時までさかのぼって国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年12月ごろは、特例納付を行うことができない期間である上、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする妻は、「加入手続は51年12月ごろに行い、加入時に過年度納付したことを、申立人の大学卒業時までさかのぼって特例納付したと錯覚していたかもしれない。」と説明するなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年12月まで

私は、夫の海外赴任先に行く前に国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が所持する領収書から、申立期間のうち、昭和52年1月から3月までの保険料は51年12月に納付されていることが確認できるが、当該期間の保険料は平成20年3月に還付されており、申立人は、区役所及び社会保険事務所で海外渡航中の期間は保険料を納付する必要は無いと教示を受け、保険料を納付しなくても納付済期間として扱われるものと認識していたと説明している。さらに、申立人のパスポートでは、申立人は52年1月21日から53年1月12日までの期間は海外に出国して、国内に住所を有しなくなったことが認められ、申立期間は国民年金の被保険者となりうる期間ではないことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年5月まで

私は、区の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続の状況等の記憶が曖昧である。さらに、申立人が保険料を納付したとする区の集金人は、申立人が居住する区では、昭和37年4月に設置されており、申立期間当初には集金人による保険料の収納業務は行われていなかったこと、申立人は国民年金手帳を見たことはなく、区の集金人が保管していたと説明しているが、区では、当時保険料を収納したときに国民年金手帳に印紙を貼付し検認印を押す印紙検認方式を採用しており、被保険者から国民年金手帳を預かる制度は設けていなかったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年3月まで

私の母は、私の申立期間の国民年金保険料の免除申請手続きを行い、私が追納していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の申請免除手続きに関与しておらず、免除申請をしたとする母親は既に死亡していることから、免除手続きの状況が不明確である。また、申立人は申立期間の保険料を追納した時期、場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料の申請免除を受け、その後、保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの期間及び39年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から39年3月まで
② 昭和39年6月から同年12月まで

私の雇用主は、私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用主が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、また、保険料を納付したとする雇用主は既に死亡していることから、国民年金の加入手続及び納付状況等が不明確であるなど、申立人の雇用主が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私の国民年金手帳の住所欄には叔母の住所が記載されており、申立期間当時、叔母の息子夫婦の国民年金保険料は納付済みとなっているので、叔母等が私の保険料も納付してくれていたと思う。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその叔母等が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、叔母及びその息子夫婦は既に死亡している上、申立人及びその妻は、申立期間の保険料の納付に関する記憶が無く、国民年金の手帳記号番号払出簿の申立人の欄に、不在であった期間があったことを示す記載があることに加え、申立人の妻も、申立期間のうち、厚生年金保険に加入するまでの期間の保険料が未納となっているなど、申立人、叔母等が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年3月まで

私は、区役所でアルバイトをしていた昭和49年から54年ごろの間に国民年金に加入し、その時に区役所の窓口で未納となっている申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができると言われ、区役所で一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金に加入した時期及び納付したとする保険料等に関する記憶が曖昧である上、申立期間直後の期間の保険料を時効の範囲内でさかのぼって納付していることが確認でき、保険料をまとめて納付したのは1度であると説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から49年12月まで

私は、夫が会社を退職した昭和46年7月ごろに、区役所本庁舎又は区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、私が主に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び夫は、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年11月以降の時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から49年9月まで

私の妻は、私が会社を退職した昭和46年7月ごろに、区役所本庁舎又は区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、妻が主に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び妻は、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年11月以降の時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から52年3月まで

私は、昭和38年4月に夫と結婚し、夫婦で店を運営してきた。帳簿や書類等の管理を夫に任せていたので、当時のことは分からないが、夫が、自分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付のみを行い、私の分の加入手続をせず保険料も納付しなかったとは考えられない。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫も既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年7月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年5月までの期間、37年7月から同年12月までの期間及び38年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年5月まで
② 昭和37年7月から同年12月まで
③ 昭和38年4月から42年3月まで

私は、昭和43年10月ごろ、私の妻の分と併せて国民年金保険料10万円を区役所の集金人に一括納付したはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和43年10月時点では、一括納付が可能な特例納付は実施されていない上、区役所では、区の集金人による特例納付の保険料の徴収を行っていないと説明しており、申立内容に不自然さが見られる。

また、申立人が納付したとする夫婦二人分の金額は、申立期間の保険料額と大きく異なる上、申立人の妻も申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私の夫は、昭和43年10月ごろ、私の分と併せて国民年金保険料10万円を区役所の集金人に一括納付したはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和43年10月時点では、一括納付が可能な特例納付は実施されていない上、区役所では、区の集金人による特例納付の保険料の徴収を行っていないと説明しており、申立内容に不自然さが見られる。

また、申立人の夫が納付したとする夫婦二人分の金額は、申立期間の保険料額と大きく異なる上、申立人の夫も申立期間の過半の自身の保険料が未納であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、さらに、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から7年7月までの期間及び8年5月から18年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から7年7月まで
② 平成8年5月から18年10月まで

私は、申立期間当時、私の妻と同様に国民年金保険料を納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の妻は自身の保険料が申請免除となっており、実際には納付しておらず、申立期間②については、その期間半分は申立人の妻自身の保険料が申請免除又は未納となっている上、申立人の妻自身は申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人は既に死亡しているなど、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明確であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立期間を通じて、申立人が居住していた市区及び所轄社会保険事務所において申立人が国民年金に加入したことを示す記録は無く、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 2533

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から50年3月まで
私の夫は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとされる申立人の夫は、申立人の国民年金の加入時期及び申立期間当時の保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立期間のほかにも保険料の未納期間が散見されるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年12月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から49年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所で納付書により納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する区では、申立期間の過半は、印紙検認方式による国民年金保険料の収納が行われており、申立人の夫の年金手帳には印紙検認方式による保険料の納付済みの検認印があるものの、申立人の年金手帳には、その検認印が無いことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から48年3月まで

私は、昭和45年6月に結婚したのを機に国民年金の加入手続をし、夫婦二人で国民年金保険料を納付してきた。夫が全期間納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年12月は第2回特例納付実施期間中であるが、申立人夫婦は数年さかのぼって保険料を納付した記憶がない上、申立人は現在所持している国民年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から43年3月まで

私の国民年金保険料は、昭和41年7月から住み込みの勤め先の雇い主が、私の給与から天引きし、区役所の集金人に現金で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇い主が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付手続を行っていたとする雇い主は、既に死亡しているため、加入手続及び保険料の納付状況が不明確である上、雇い主の息子及び娘2人は、20歳時からは国民年金に加入していない。

さらに、申立人は、申立期間当時、住所は本籍地のままであり、勤め先の居所が所在する区に住所を有していないことが戸籍の改製原附票により確認できる上、申立期間当時に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無いなど、雇い主が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から41年5月まで

私は、昭和40年8月ころ、団地の隣人から国民年金のことを聞いたので、早速加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めた。保険料は月額100円で、印紙を購入して納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは転居後の昭和41年6月であり、当該時点で申立人は国民年金に任意加入していることから、申立期間にさかのぼって保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月

私は、平成4年9月ごろ国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、区役所へ行ったところ、転職したため1か月の国民年金加入期間が生じたと言われ、約1万円の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の加入手続に関する記憶は曖昧^{あいまい}であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外に手帳を所持した記憶はないなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から61年9月まで

私は、会社を退職後、市役所に行き、国民年金に加入し保険料を納付していた。しばらくしてから、市役所に国民年金をやめたいので相談に行ったところ、市職員から、国民年金に加入していないと、将来、障害年金がもらえなくなる、と聞いたので、続けることとした。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金に加入した時期等についての申立人の記憶も曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年10月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び42年1月から45年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和42年1月から45年12月まで

私の元妻は、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が在宅していたときは私が、私が不在のときには元妻が、区の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入等手続あいまいに参与していないため、手続状況及び保険料の納付状況についての記憶が曖昧である。

また、申立期間について、夫婦一緒に保険料を納付していたとする元妻も、自身の保険料が未納であるなど、申立人及び申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 25 日まで

A社に勤務していた、昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 25 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答が社会保険事務所からあった。同社には当該期間に継続して勤務をしていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の同僚の供述及び申立人の具体的な申立内容から判断すると、申立人が、申立期間について同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は既に廃業しており、また、当時の事業主は、既に死亡しているため、同社や事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、申立人が同時期に入社したとする7名について厚生年金保険加入の有無を確認したところ、4名についての加入が確認されない。

また、加入が認められる同僚3名について、1名は入社後22か月、2名は38か月経過してから加入していることが確認でき、加入していない4名について申立人と同じ定時制高校通学者が1名いる。

さらに、申立人と同様に定時制高校に通学していた他の複数の同僚も入社後40か月経過してから厚生年金保険に加入している。

これらのことから、事業主は、厚生年金保険の加入手続を適正に行わなかったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 35 年 12 月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した昭和 31 年 4 月から 35 年 12 月までの期間について、記録が無いとの回答があった。同社に申立期間勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の総支配人や専務の名前を記憶していることから、同社に申立期間勤務していたことは明らかであると申し立てている。

しかし、A社は社会保険事務所の記録から、全喪となったのが昭和 29 年 12 月 1 日であり、それ以降の期間については適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は全喪し解散しており、申立当時の被保険者及び事業主等は死亡又は所在不明であることから、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の取扱い等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月21日から47年1月27日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和47年1月27日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においても、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人を含めて4名の従業員が昭和46年9月21日に資格を喪失しており、申立人は、申立期間において被保険者としての記録がない。

一方、事業主は、当時、経営が苦しく、厚生年金保険料の事業主負担が難しくなってきたため、従業員に厚生年金保険を脱退するので、国民年金に加入するよう勧奨したとしている。そして、社会保険事務所の記録では、事業主の妻である申立人及び申立人と同時に資格を喪失した同僚3名のうち2名は、A社で厚生年金保険の資格を喪失した昭和46年9月21日から申立期間後国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所（現在は、B事業所。以下同じ。）に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 50 年 3 月 1 日から継続して勤務しており、当時の確定申告書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 50 年の確定申告書等により、申立人が同年からA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所の現在の事業主は、同社は昭和 50 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったばかりであり、当時は、従業員が入社しても、すぐに厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと供述している。

そして、上記確定申告書に記載されている社会保険料の金額は、給与支払総額から算出した厚生年金保険料額を含むものとしては著しく低額である一方、申立人が昭和 50 年 1 月まで勤務していたC社の2か月分の社会保険料控除額とほぼ一致することから、A事業所は、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していなかったものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月から23年5月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B農場に勤務した期間については加入記録がない旨の回答があった。しかし、同社には、昭和19年3月から23年5月まで勤務していたことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B農場に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和19年3月から同年9月までの期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）第16条第3号により、女子労働者は被保険者となることができない期間であることから、この期間は申立人が労働者年金保険法の被保険者であったとは認められない。

また、申立期間のうち、昭和19年10月から23年5月までの期間については、A社B農場は、既に全喪している上、当時の事業主及び役員は死亡しているため、同社及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等については確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時のA社B農場における上司や同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

加えて、申立期間における、申立人の厚生年金保険料の事業主による控除に

については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から21年8月20日まで
② 昭和21年10月1日から22年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。これらの期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述から、期間は明らかでないが、申立人が、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所において、A社は、昭和20年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされており、申立期間において適用事業所としての記録は無い。

また、申立期間当時にA社の社会保険事務手続及び給与計算を担当していた者は、当時、同社は厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和 41 年 4 月に入社し、2年ぐらい継続して勤務していたと記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した日に係る明確な記憶はないが、申立期間についても同社に勤務していたと主張している。

しかし、A社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が申立期間まで同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、A社における複数の同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、当該同僚から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時、同社に勤務し、厚生年金保険に加入していた複数の従業員に確認したところ、申立人を覚えている者はおらず、当該従業員から申立人の申立期間に係る勤務状況等を確認することはできなかった。

また、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿において、昭和 42 年 11 月 1 日付の申立人の被保険者資格喪失に係る届出が同年 11 月 8 日に受け付けられ、その際、申立人の政府管掌健康保険の被保険者証が返納されていたことを確認できる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周

辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。同社には昭和 30 年 10 月 31 日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していた旨申し立てている。

しかし、A社は、すでに全喪しており、また、事業主、上司等の所在が不明であるので、同社及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、申立人が記憶している同僚も、申立人については記憶しているものの、申立人がA社にいつまで勤務していたかは記憶していないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務の状況等について照会したところ、当該従業員は、申立人についての記憶が無いとしている。

そして、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月ごろから 61 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。同社には昭和 59 年 3 月ごろから継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 3 月ごろからA社に勤務した旨申し立てている。

しかし、申立人が記憶している同僚は、申立人については記憶しているものの、申立人がA社にいつから勤務していたかは記憶していないとしている。

また、申立期間当時のA社の経理担当者は、申立人が採用当初は日給で雇用されていたとし、同社では、申立人のような日給の従業員については、厚生年金保険には加入させず、正社員になる際に本人の了解を得て加入させており、それまでの期間については、当該従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで
昭和 43 年 11 月 1 日から 44 年 4 月 30 日まで A 社で勤務していたことから、社会保険事務所にこの間の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、同社での加入記録がないとの回答があった。同社に勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社にトラックの運転手として勤務していた旨申し立てている。

しかし、A 社は、すでに全喪しており、また、申立人は、上司、同僚等の氏名の記憶が無いとしているので、同社及びこれらの者から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

そこで、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時同社に勤務していたことが確認できる従業員に対し、申立人の勤務の状況等について照会したところ、当該従業員は、いずれも申立人についての記憶が無いとしている。

一方、事業主の配偶者は、申立人のような運転手として採用した従業員が短期間で概ね退職していたので、運転手については、採用後一定期間は厚生年金保険に加入させず、それまでの期間については、給与からその保険料を控除していなかったとしている。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 6 月 5 日まで
② 昭和 41 年 12 月 12 日から 42 年 10 月 18 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたので、これらの期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、戸籍謄本の附票から、昭和 39 年 2 月 1 日にA社の寮に転居したことが確認できることから、申立人が申立期間当時同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないとしている。

また、申立人は当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所のA社の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し同社における厚生年金保険の加入状況等を確認したところ、当時は見習期間があり、その間は厚生年金保険には加入しておらず、その保険料の控除もなかったとしている。

このため、上記複数の従業員の厚生年金保険の加入状況を当該被保険者名簿により確認したところ、当該従業員が入社したとする日から約2か月から5か月経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

申立期間②については、申立人は、B社に昭和 41 年 12 月 12 日から勤務しており、当該期間も厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てている。

しかし、B社では、当時の事業主も申立人の在籍及び勤務期間について具体的な記憶はないとしており、また、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないとしている上、当時の経理担当者は、当時は見習期間を付して従業員を採用し、見習期間中は厚生年金の保険料は控除していなかったとしている。

また、申立人がB社における上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の同社の被保険者名簿から申立期間当時勤務していたことが確認できる複数の従業員に対し申立人の勤務状況等を確認したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人のB社における雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録は一致しており、申立期間②は、雇用保険の加入記録は無い。

以上のことに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 14 年 3 月から 20 年 3 月 9 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。高等小学校2年生になったときから、軍需工場であるA社で勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間（高等小学校2年生から）はA社に学徒動員ではなく自分から軍需工場のA社B工場に勤務したと申し立てている。

しかし、厚生年金保険が女子に適用されたのは、厚生年金保険法（昭和 19 年 2 月 16 日法律第 21 号）の制定後、同年 10 月 1 日からであり、同年 9 月までは、被保険者とはなり得ない。

また、A社が昭和 17 年ころから保管している社員名簿及び社会保険事務所が保管している厚生年金記号番号払出簿にも申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は、申立期間当時の上司、同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のA社B工場の被保険者名簿から、申立期間当時勤務していた複数の従業員に申立人の勤務実態等を確認したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月30日から25年10月30日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、駐留軍施設であるA刑務所で勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同刑務所には昭和24年7月25日から継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和24年7月25日からA刑務所で勤務し、当初の2か月間はパーツルームで勤務し、その間に駐留軍の運転免許を取得し、その後は、25年10月30日まで運転手として勤務したとしている。そして、昭和24年7月25日から同年9月30日までは、同刑務所において、厚生年金保険の被保険者としての記録がある。

しかし、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理を行っていた渉外労務管理事務所の記録を引き継いだB防衛局の「厚生年金保険並び健康保険被保険者名簿」において、申立人のA刑務所に係る厚生年金保険の資格取得日（昭和24年7月25日）と喪失日（同年9月3日）が記載されており、これは、社会保険事務所の申立人の同刑務所に係る厚生年金保険の資格取得年月及び喪失年月の記録と一致している。

さらに、社会保険事務所のA刑務所の被保険者名簿には、昭和24年9月30日に申立人は解雇されたとの記録が確認できる。

また、申立人が記憶していた当時の同僚は既に死亡しているため、社会保険事務所のA刑務所の被保険者名簿から、申立期間当時同刑務所で勤務していた複数の従業員に照会し、連絡のとれた1人に申立人の勤務状況等を確認したものの、申立人の氏名は記憶しているが、勤務期間等の記憶は無いとしている。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた

とするが、このほかに厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所へ照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、同社が既に全喪しており、申立内容を確認できる資料が無いなどを理由に認められなかった。

その後、同社が現在まで存続していることが判明したので再度調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及び配偶者の住民票の異動時期(昭和 37 年 3 月)が申立期間と相違していること、さらに、申立人が申立期間当時勤務していたA社が既に全喪していることなどから、申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 19 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、住民票については、配偶者が先に異動したものであり、申立人が実際に転居した時期は、昭和 37 年 7 月末ごろから 8 月ごろであり、申立期間と符合していると主張するとともに、申立期間に勤務したとするA社は、現在も存続していることから、再調査をしてほしいとしている。

このため、当委員会は、A社に申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことを確認できる資料の提出を数次にわたり求めたが、当時の資料は保有していないとの回答を得た。

また、当時の同社の事業主も死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除等について証言を得ることはできない。

そこで、申立人が記憶している同僚、さらに、社会保険事務所が管理するA社の被保険者名簿から、申立期間当時に同社に勤務していた複数の従業員に対し申立人の申立期間当時の勤務状況等を確認したものの、申立人が勤務していたと記憶している者はいなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 20 日から 38 年 12 月 12 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和 35 年 8 月 20 日から 45 年 5 月 14 日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者名簿及び事業主の証言等により、申立人は、A社に昭和 35 年 8 月 20 日に入社後、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録において、申立期間には厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社社長は、申立人がA社に入社した当時の社員数について、アルバイト 1 名を含めて計 2 名であるため、厚生年金保険には加入しておらず（厚生年金保険における適用事業所について、5 人未満の法人事業所に適用されるようになったのは昭和 61 年 4 月以降である。）、厚生年金保険の保険料を控除したのは、昭和 38 年 12 月 12 日に会社が新規適用事業所になってからであると供述している。

さらに、社会保険事務所の記録により、A社が適用事業所となった昭和 38 年 12 月 12 日に申立人を含め 4 名が厚生年金保険の資格を取得しており、このうちA社社長夫妻と申立人の計 3 名が申立期間において国民年金に加入し、同社社長夫妻については、昭和 36 年 4 月分から 38 年 11 月分まで保険料を納付し、申立人については、38 年 4 月分から 9 月分まで保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び

周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 5 年 9 月 30 日まで

A社の代表取締役経験者及び年金事務執行者として、平成 5 年に社会保険事務所から、保険料の滞納通知と併せ納付督促を受けた際、社会保険事務所の指導を受け、社員の年金確保のため、同年 11 月 30 日に自らの標準報酬月額 53 万円を平成 3 年 4 月にさかのぼって 8 万円に引き下げることが承諾したが、この措置に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 5 年 9 月 30 日に全喪しているが、同年 11 月 30 日付けで申立人の標準報酬月額を平成 3 年 4 月から 5 年 7 月までは 53 万円を 8 万円に、5 年 8 月は 9 万 8,000 円を 8 万円にそれぞれさかのぼって訂正されたことが、社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、平成 5 年 4 月から同年 7 月まで A 社の代表取締役として務めていたことが商業登記簿謄本から確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所から保険料滞納に対して指導を受け、A社の代表取締役経験者及び年金事務執行者として、社員の年金を確保するため、厚生年金保険料滞納の責任を取り、自らの標準報酬月額をさかのぼって引き下げることに同意し、同社の標準報酬月額届及び全喪届を行ったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役経験者及び年金事務執行者として自らの標準報酬月額に係る減額処理を行いながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 6 日から 32 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 病院(申立期間中に B 病院に名称変更。以下同じ。)で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同病院には、昭和 28 年 6 月 6 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 病院を退職し、次の就職先に提出した履歴書の記録から、申立人は、申立期間も A 病院に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A 病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和 32 年 1 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A 病院は、申立人に係る人事記録等を保有していないことから、申立人が同病院で勤務したことは確認できないものの、同病院が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 1 月 1 日以前については、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはないとしている。

なお、A 病院が適用事業所となった同日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者が申立人のほかに 4 名いるが、この者の所在はつかめず、同病院における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、確認することはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて、明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 3 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社発行の「平成2年報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に添付されていた「社会保険料の控除について」と題する同社の証明書において、社会保険料が控除されていることが明らかなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有するA社発行の平成2年に係る「平成2年報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」及び同社の元役員の証言から、期間は確認できないものの、申立人は、同社で勤務したことは認められる。

しかし、上記支払調書に添付されていた社会保険料の控除額は、申立期間当時の最低標準報酬月額で厚生年金保険料率を基に試算した金額と比べても、その5分の1以下と著しく少なく、厚生年金保険料とは認められない。

また、A社は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年1月1日であり、申立期間の一部の期間については、適用事業所となっていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同店に勤務していたことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述から、申立人が申立期間もA店に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の加入記録では、昭和 41 年 4 月 6 日に被保険者となっており、社会保険事務所のA店に係る厚生年金保険被保険者名簿の、申立人の資格取得日である昭和 41 年 4 月 1 日と、ほぼ一致している。

また、A店は、昭和 47 年 2 月 26 日に全喪しており、加えて、申立人は、同店の事業主は、すでに死亡していると供述していることから、同店及びその事業主から同店における申立人の申立期間の勤務状況等を確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、A店では、入店から約 2 か月後に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、その間の厚生年金保険料は控除されていなかったとしている。また、上記被保険者名簿から、申立期間当時に同店に入社したことが確認できる複数の従業員に、同店での厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、連絡のとれた 1 名からは、同店に入店して一定期間経過後に被保険者となったと供述があった。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 55 年 6 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する労働者名簿から、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 5 月 11 日から 55 年 5 月 15 日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、同社では雇用保険については申立期間当時、全社員を加入させているが、厚生年金保険及び健康保険については、正社員のみを加入させており、また、申立人については、嘱託社員であることから、雇用保険には加入させたが、厚生年金保険及び健康保険は加入させておらず、このことは、上記労働者名簿にも記録されており、明らかであるとしている。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、申立の全期間について、国民年金に加入し、申請免除又は追納でその保険料を納付している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 41 年 11 月 10 日から 42 年 6 月 29 日まで
②昭和 43 年 1 月 4 日から 44 年 1 月 9 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②において加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、それぞれ勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと主張している。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録において、昭和 40 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされており、申立期間において適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は、A社における複数の同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、当該同僚から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿により、昭和 40 年 1 月の時点で加入記録のある複数の従業員に申立人の勤務実態等を照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人のA社における加入記録は存在しない。

加えて、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、B社における申立人の同僚の供述から、申立人が、②の期間当時同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主に確認したところ、申立人については、正社員ではなく、アルバイトとして採用したので、厚生年金保険には加入させず、給与から保険料も控除していなかったとしている。

また、申立人が記憶していた複数の同僚に申立人の勤務状況等を確認したところ、申立人を記憶していた1名が、申立人について記憶は明確でないが、勤めていたとすればアルバイトだったと供述しており、また、他の同僚は、申立人のことを記憶していなかった。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人のB社における加入記録は存在しない。

加えて、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 15 日から同年 9 月 25 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間に係る記録が無いという回答をもらった。申立期間についても、A事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所の在職証明書により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所が保有する申立人に係る人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人から提出された給与支給明細書によれば、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていないことが認められる。

また、A事業所が保有する申立人に係る厚生年金保険資格取得確認通知書によれば、申立人は、社会保険事務所の記録どおり、平成 9 年 2 月 3 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 25 日に同社において再度資格を取得していることが確認できる。

このため、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月ころから32年4月ころまで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の約半年間について、A社にタクシー乗務員として勤務していたこと、及び同期間について厚生年金保険に加入していたことを主張している。

しかしながら、A社は、申立期間当時の「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」を有していたことから、同書類全ての提出を受け、これを入念に確認したが、申立人に係る厚生年金保険の資格得喪手続が行われている事実は確認できなかった。

また、申立人が名前を記憶している同僚3名のうち2名は既に死亡しており、供述を得ることができず、残る1名は、わずかに申立人の名前に記憶があるのみであり、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。このほか、被保険者名簿から、申立期間当時に在籍していた同僚3名に照会したが、申立人の名前を記憶している者はおらず、申立内容に係る事実を確認できなかった。

さらに、申立期間当時のA社の事務担当者は死亡しており、供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1189

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間のうち一部の期間についてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和 48 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立ての期間及び事業所所在地において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の元事業主も、同社が申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていなかったこと、及び従業員から厚生年金保険料を控除していなかったことを供述している。

さらに、申立期間当時の同僚 4 名のうち 3 名の連絡先を把握したことから、これら同僚に照会したが、2 名は保険料控除について記憶が無く、また、1 名とは連絡が取れず、申立内容に係る事実を確認できなかった。

加えて、社会保険庁の記録から、上記の同僚 4 名のうち 2 名は、申立期間のうち一部期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 60 年 11 月 1 日まで

A社に入社し、社会保険の加入が無かったので同僚2名と要望したところ、昭和60年11月1日から被保険者となったが、申立期間についても保険料控除があったと思うので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和60年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立ての期間及び事業所所在地において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人及び申立内容に係る同僚1名は、申立期間当時にパートタイマーとして勤務していたと回答しており、申立内容に係るもう1名の同僚は、A社で厚生年金保険料を控除され始めた時期は昭和60年11月1日であると回答している。

さらに、申立期間当時の上司は死亡しており、申立内容に係る事実を確認できない。

なお、申立人は、後年、A社の関連会社に入社していることから、念のため、同社における厚生年金保険の加入記録を確認したが、申立期間当時の加入記録は無かった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 5 月 1 日までの加入記録がないとの回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社から昭和 46 年 1 月 11 日付けで発行された表彰状から、申立人が申立期間当時A社に営業担当として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の営業所長は、当時は営業担当者を毎月 50 名から 100 名程度募集採用していたものの、半年後まで勤務していた者は 5 名程度しかおらず、そのため同社では 3 か月から 6 か月程度の試用期間を設け、試用期間経過後、本採用になった日以後でなければ厚生年金保険には加入させず、加入させるまでは給与から厚生年金保険料を控除していなかったと述べている。

そして、このことは、申立人が記憶していた同僚等 3 名（いずれも申立人同様営業担当）については、いずれも同社の厚生年金保険被保険者名簿には記載がないことから確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管している同社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで
②昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について加入記録が無いという回答をもらった。いずれの期間についても、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。しかしながら、A社は既に全喪している上、当時の事業主等は所在が不明であり、また、申立人は、上司・同僚等の氏名を記憶していないことから、同社及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はおらず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。しかしながら、B社は既に全喪している上、当時の事業主等は所在が不明であり、また、申立人は、同僚を2名記憶していたものの、当該同僚も所在が不明であるため、同社及びこれらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のB社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に確認したところ、申立人が同社に在籍していたことは記憶しているものの、申立人が

勤務した期間や申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等については不明としている。

また、申立人が記憶している同僚2名のうち1名は、B社において厚生年金保険被保険者としての記録がないことから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続きを行わなかったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。A社には、昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 12 月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の社会保険事務等の担当者の証言から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上述の担当者は、厚生年金保険の加入状況や保険料控除等について明確な記憶が無いとしているほか、社会保険事務所の記録から、申立人が入社する前からA社に勤務していたとする年長者を含む複数の同僚についても、申立期間については厚生年金保険の被保険者の資格を取得していないことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から、A社が新規適用事業所となったのが昭和 32 年 8 月 1 日であり、同年 7 月以前の期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社では、新規適用時（昭和 32 年 8 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者の資格を取得している者は、事業主の家族や勤務期間の長い者のみであることが関係者の証言から確認でき、そのほかの者は申立期間中に厚生年金保険の被保険者の資格を取得していない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から3年12月ころまで
② 平成4年1月から6年12月ころまで
③ 平成7年1月から9年12月ころまで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。記憶は定かではないが、申立期間①及び②の期間はA社又はB社に、申立期間③についてはC社に、それぞれ勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の期間のうち、平成4年5月1日から6年2月23日までの期間については、A社に係る雇用保険の加入記録から、6年1月17日から同年2月23日までの期間については、B社から提出された在籍証明書から、申立人が勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記期間を除く期間については、申立人自身の記憶があいまいであることに加え、申立期間当時の同僚からは申立人が勤務していた記憶は無いとの証言があり、さらに、申立期間に係る人事記録等の関連資料が両社に残っていないことから、当該期間については申立人が勤務していたことを推認することは困難である。

また、申立期間①及び②の期間のうち、平成4年2月以前の期間については、社会保険事務所の記録から、A社が、申立期間中に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、同年3月1日以降の社会保険庁が管理する同社の被保険者名簿についても確認したが、申立人が被保険者であった事実は確認できない。

さらに、B社の人事担当者は、「申立期間当時も、短期間勤務の社員を含

む全社員について厚生年金保険に加入させていたはずであり、申立人については、厚生年金保険の加入手続を行う前に、何らかの理由で退社したのではないかと証言している。このことは、社会保険事務所の記録から、B社では、短期間勤務（2か月程度）の社員であっても、厚生年金保険に加入させている事実があることが確認できることから裏付けられる。

加えて、国民健康保険の加入記録から、申立人が申立期間①及び②の大部分の期間について、国民健康保険に加入していることが確認できる。

申立期間③について、C社の役員が申立人のことを記憶していることから、申立人の勤務の実態は推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、C社が、厚生年金保険の適用事業所となった事実は確認できない上、上述の役員及び同僚から申立人に係る厚生年金保険料控除の事実が推認できる証言等を得ることができない。

さらに、国民健康保険の加入記録から、申立人が申立期間中に国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人については、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 39 年 12 月 15 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。A社には、昭和 36 年 10 月から 39 年 12 月まで勤務し、当該期間中に同社から交付された健康保険証を使用した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社では、申立期間当時、手取額を多くするために厚生年金保険の加入を望まない社員もいたとしており、このことは、社会保険事務所の記録から、上述の同僚が、同社に勤務していたとする全期間について厚生年金保険の被保険者とはなっていないことから裏付けられる。

また、申立人が昭和 37 年 10 月ごろに健康保険証を使用したとするB医院の診療履歴は保存期間の経過に伴い廃棄処分されており、申立てに係る事実を確認することができないが、上述の同僚は、当時の社員全員が厚生年金保険に加入していたかについては明言できないが、自身は厚生年金の被保険者でなかったものの、A社から交付された組合健保の保険証を使用していた記憶があると供述している。

さらに、社会保険事務所の保管するA社の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番や訂正箇所は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 20 日から 49 年 12 月 25 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。A社には、昭和 46 年 2 月から 49 年 12 月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたとしているものの、申立人に係る人事記録等の関連資料が同社に残っておらず、事業主及び同僚からも申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

また、A社では、「申立期間当時は手取額を多くするために厚生年金保険の加入を望まない乗務員もおり、当該者について被保険者の資格取得の手続を行わない場合もあったこと、さらに、健康保険のみ加入させている乗務員も少なからずいた」旨の証言をしている。また、社会保険事務所の記録から、申立期間中に厚生年金保険の加入記録があることが確認できた乗務員も、「当時、厚生年金保険に加入していない乗務員がいたと思う」と証言している。

さらに、社会保険事務所の保管するA社の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録は無く、A社が加入するB健康保険組合の加入記録にも申立人の申立期間に係る記録は確認できない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 11 月 22 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。A社には、昭和 55 年 4 月 1 日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の社会保険担当者の証言から判断すると、申立人が、申立期間当時、同社の子会社であるB社に勤務していたと認められる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所の記録から、昭和 55 年 11 月 22 日であり、申立期間に適用事業所となっていない。

また、上述の社会保険担当者は、A社及びB社は申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保有していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人は、申立期間のうち昭和 55 年 10 月までは国民年金保険料をかかさず納付していることが確認できる。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から 51 年 11 月 24 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。A社には、昭和 48 年 5 月から 59 年 9 月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書及び退職金計算書から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、申立人が入社する前からA社に勤務していたとする同僚を含む複数の社員が、入社後、相当期間経過後に厚生年金保険の被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、A社の関係者は、申立期間当時、幹部職員及び事務職員ではない社員については、本人の希望により社会保険を適用していなかった可能性もあると証言している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番や訂正箇所は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立人は、申立期間の一部について、国民年金の保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 3 日から 37 年 11 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。B健康保険組合が経営していたA事業所には、昭和33年2月3日から37年11月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B健康保険組合及びA事業所は、申立期間について社会保険事務所の記録に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、社会保険事務所の記録から、上述の同僚を含む申立人が記憶している複数の同僚についても、申立期間については同事業所の厚生年金保険の被保険者の資格を取得していないことが確認できる。

また、A事業所では、同事業所及び関連事業所（B健康保険組合及びC事業所）にも申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を保有しておらず、当時の担当者とも連絡が取れないとしていることから、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に治療を受けたとするB病院では、診療履歴は保管期間の経過に伴い廃棄処分したとしており、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、上述の同僚は、社会保険事務所の記録から、申立期間後の昭和39年5月にC事業所において厚生年金保険の被保険者の資格を取得していることが確認できたことから、当該事業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年

金保険被保険者名簿を確認したが、申立人及び申立人が記憶している別の同僚が当該事業所において被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月 5 日から 61 年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できなかった旨の回答をもらった。申立期間①はA医院に、申立期間②はB医院に歯科助手としてそれぞれ勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A医院の事業主の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、A医院の事業主は、「現在まで、厚生年金保険の適用事業所の手続を行ったことはない」旨の供述をしており、社会保険事務所の記録からも、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、A医院の事業主は、「従業員については全員、C健康保険組合に加入させており、申立人についても当該組合に加入させていた」旨の供述をしている。

申立期間②について、申立人は、B医院に勤務していたとしているものの、当該事業所は、社会保険事務所の記録に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、当該事業所名では、申立ての所在地に係る医師会等や管轄の保健所においても、B医院の登録・廃業の記録も見当たらない。

さらに、申立人は、B医院の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①及び②に係る雇用保険加入記録も確認できない上、

申立人については、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年春ころから19年春ころまで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人がA社に昭和17年春ころから19年春ころまで勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間は、労働者年金保険法（昭和16年3月11日法律第60号）の適用の期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険法の被保険者となるとされており、また、非筋肉労働者の男子従業員への適用の拡大は、厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）に基づき昭和19年6月1日に施行され、同法附則第1条及び第3条の規定に基づき同年10月1日から保険料徴収及び保険給付が開始されているところ、申立人の妻から提出された申立人の履歴書の職歴欄には、「経理事務に従事」との記載があり、申立人は、申立期間当時工員ではなかったことがうかがえることから、労働者年金保険制度の適用対象の工場勤務の筋肉労働者でなかったものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 37 年 12 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 34 年 10 月 1 日から同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間に同社B出張所に勤務していたことは認められる。

しかし、A社では、同社が保管している社員名簿及び社会保険被保険者台帳から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 38 年 1 月 1 日であると回答している。また、同社は、申立人は、昭和 34 年 10 月 1 日に同社B出張所に現場従業員として採用され、そして、当該現場従業員は、当時、事業所や支店で雇用管理されており、厚生年金保険の適用等は事業所等の判断で行っていたとしている。

また、当時のA社において、申立人が氏名を記憶している1名の同僚は、申立人は、現場従業員であったと記憶しているが申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等については分からない、そして、自分は本社に職員として入社したので厚生年金保険も直ちに加入したとしている。

そこで、A社に係る被保険者名簿から、申立期間同時に、厚生年金保険の被保険者となっている複数の従業員に厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、連絡のとれた1名の従業員は、自分は、申立人と同様に現場従業員として昭和 27 年 5 月に同社に入社したが、厚生年金保険に約 10 年間加入させてもらえず、その間、昭和 36 年 4 月から約 2 年間国民年金に加入していた。また、未加入期間は、厚生年金保険料の控除はなかったとしている。そして、社会保

險事務所の記録では、当該同僚の資格取得日は、入社した 10 年後の昭和 38 年 1 月 1 日となっている。このことから、現場職員は、厚生年金保険の適用等は事業所等の判断で行われていたことが認められる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月から21年2月まで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所に照会したところ、A県に駐留していたB師団において、施設で働く日雇労働者等に対する給与等の支払業務などに従事していた申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、A県から給与を支給され、厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年8月又は同年9月頃、A県が職員募集のためC新聞に掲載したD国軍施設で就労する職員募集の求人欄を見て応募し、同県に雇用され、申立期間にA県内に駐留していた駐留軍B師団において勤務していたと供述している。

しかし、A県は、当時の駐留軍に関する県の資料を探索するとともに、当時の関係者にも聴取したが、A県では、C新聞でそのように求人広告をしたという記録は無く、また、申立人の主張するような業務を行ったということを確認できるような資料も無かったとしている。そして、同県は、その保有する当時の職員名簿及び文書記録に申立人の名前が無いことから、申立人を職員として雇用したとは考えられないとしている。

また、申立人は、当時の業務等について、日系2世の人の下で、昭和20年から21年頃にA県に駐留していた駐留軍から労働作業の要望を受けて、公共職業安定所が集めた日雇労働者を駐留軍B師団の施設に送り込み、この日雇労働者に毎日、賃金を支払うという業務を2人で行っており、自分の給与は、この日系2世の人から手渡されていたと供述している。そして、この日系2世の人は、誰に雇用されていたかは分からないとしている。

しかし、このような供述からは、申立人が雇用されていた事業所は、日系2世の人との関係からみても不明であるところ、仮に、申立人が日系2世の人と共に駐留軍B師団やその施設に雇用されていたとしても、駐留軍労務者に対する厚生年金保険法の適用は昭和24年1月からであり、申立期間に同法の適用はないため、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者とはならない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 38 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が無いという回答があった。同社の技能者養成所の修了証もあり、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社技能者養成所が発行した修了証及び申立人の申立期間当時の勤務状況等に関する具体的申立内容から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社は、同社が保管している申立期間当時の厚生年金保険の被保険者管理記録に、申立人の記録は無いとしている。

また、同社は、申立期間当時は、上記修了証を持つ者は、現地採用の従業員が主であり、現地採用の従業員はB国民健康保険には加入させるが、厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

このことは、申立人本人が現地採用であったこと及び申立人が自分と同様の業務に就いていた、あるいは、自分と同時に技能研修を受けたとしている同僚についても、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険の被保険者名簿において、加入記録が無いことから裏付けられる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月24日から6年8月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた平成元年8月24日から6年12月31日までの期間のうち、申立期間の元年8月24日から6年8月21日までの加入記録が無いとの回答があった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった預金通帳及び勤務状況等に関する申立内容から判断すると、申立期間当時、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社は、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成2年2月1日であり、申立期間のうち、元年8月24日から2年2月1日までは、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所の同社に係る被保険者の記録から、申立期間当時に同社にて厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、複数の者が、同社では加入を希望する者のみ厚生年金保険に加入させ、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったとしている。そして、このことは、申立人が同僚として名前を挙げた複数の従業員について、当該被保険者の記録において、加入記録が無いことから確認できる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入日は、平成6年8月21日であり、厚生年金保険の資格取得日と同日となっていることから、同社は、同日から申立人を社会保険に加入させたものと認められる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするが、上記の預金通帳からは、厚生年金保険料が控除され

ていたことを確認することはできず、その他保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 6 月頃まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いという回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び勤務状況等に関する具体的な申立内容から判断すると、申立人は、勤務期間は不明であるが、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社では、同社が保管していた申立期間当時の従業員の厚生年金保険の加入状況を記録している社会保険台帳に、申立人の記録は無いことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者とはなっておらず、勤務をしていたことも不明であるとしている。

そこで、同社の当時の経理担当者及び複数の同僚に確認したところ、同社では、従業員の出入りが多く、経験の浅い従業員や見習い扱いの従業員については、厚生年金保険に加入させておらず、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと思うと供述している。

また、申立人は、当時、申立人と同様の業務に就いていた同僚を2名記憶していることから、当該2名の同僚の厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険の被保険者名簿により確認したところ、加入記録は無かった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年頃から37年5月頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いという回答があった。同社では、厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間にA社のBダムの建設現場にて勤務していたと申し立てている。しかし、同社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、同社によると、Bダムでは、現場採用の従業員等、正社員以外の従業員も多数勤務していたとしており、正社員以外の従業員については厚生年金保険には加入させていなかったとしている。そして、同現場を管轄していた同社本店の厚生年金加入者台帳を確認したが、申立人の記録は無いとしている。

さらに、申立人の妻は、同様の業務に就いていた同僚の氏名を2名記憶していたため、この2名の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿により確認したが、加入記録は無かった。

そこで、当該被保険者名簿から、申立期間当時に同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したところ、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

加えて、申立期間のうち、昭和36年4月から37年5月までの期間については、申立人は国民年金に加入し、その保険料を納付している。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人の妻は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和32年4月から33年8月まで
②昭和37年3月14日から同年8月20日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、いずれも加入記録が無いという回答があった。両社では、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の事業主の回答により、申立人が、申立期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和34年6月1日であることから、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、同社の事業主によると、厚生年金保険の新規適用事業所となる前は、従業員から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

申立期間②については、申立人から提出のあったB社の身分証明書により、申立人が、昭和37年3月21日から同社に勤務していたことは認められる。

しかし、同社の事業主によると、申立期間当時、同社の正社員は、厚生年金保険に加入させていたが、申立人のように役員専用車の運転手として、当該役員専属として勤務していた者の雇用形態については不明であり、厚生年金保険に加入させていたとは考え難いとしている。

そして、当該役員は死亡しており、同社の運転手は申立人だけであったため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について、当該役員や同僚等に確認することができない。

加えて、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から31年12月25日頃まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いという回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び勤務内容等に関する申立内容から判断すると、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社の当時の総務部長、工場長等の複数の関係者によると、同社では、正社員以外に、主に中途採用で同社に入社した従業員で臨時社員として勤務していた者がおり、正社員は厚生年金保険に加入していたが、臨時社員は厚生年金保険に加入しておらず、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったとしている。

また、上記総務部長及び工場長によると、正社員は月給制であり、臨時社員は日給月給であったとしているところ、申立人は、日給月給であったとしていることから、申立人は正社員ではなかったものと考えられる。

一方、申立人は、同僚に厚生年金保険の記録が存在することから自らも厚生年金保険に加入していたはずであると申し立てているが、申立人及び当該同僚によれば、申立人の給与は、日給月給であったことに対し、当該同僚は、月給制であったとしていることから、申立人は臨時社員で、当該同僚は正社員であったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、A社の前身であるB社から継続してA社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が、申立期間についてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 43 年 11 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所となっていない。

また、申立人と同様に、B社から継続してA社に勤務した複数の同僚が、同社では、厚生年金保険料の控除は適用事業所となった昭和 43 年 11 月からであると供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から19年2月20日まで
② 昭和20年10月1日から24年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①については、A社（現在は、B社）の青年学校に在籍しながら同社本社工場に勤務しており、また、申立期間②については、C国進駐軍内の売店に勤務していた。申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の所持する青年学校手帳から、申立人は昭和18年4月からA社本社工場に勤務していたことが推認できる。

しかし、昭和17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを労働者年金保険の対象としていたところ、申立人はA社に事務職として採用されたことが青年学校手帳によって確認でき、また、当時の同僚が申立人は事務職であったと証言していることから、申立人は申立期間において労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

また、申立期間②については、申立人の供述が具体的であることから、申立人が当時C国進駐軍内の売店で進駐軍労務者として働いていたことは推認できる。

しかし、進駐軍労務者が健康保険及び厚生年金保険の被保険者として適用されたのは昭和24年4月1日であり（昭和23年12月1日付け厚生省保険局長通達）、申立期間については、進駐軍労務者は厚生年金保険の被保険者とはなり得ない期間である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②において、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。